

南幌町都市計画マスタープラン

令和4年3月

南 幌 町

目 次

序章 基本的な考え方	1
1. 都市計画マスタープラン策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間と対象区域	3
4. 都市計画マスタープラン策定の視点	3
第1章 まち（都市）づくりの目標	5
1. まち（都市）づくりの現状と課題	6
2. まちの将来像	9
3. まち（都市）づくりの目標	10
第2章 まち（都市）づくりの基本方針	15
1. 土地利用の方針	16
2. 交通施設の整備方針	19
3. 水と緑の形成方針	21
4. 住環境の整備方針	23
5. 防災の方針	26
6. 田園風景を楽しむ方針	28
第3章 地域別構想	31
1. 地区区分の考え方	32
2. 南幌市街地	33
3. 夕張太地区	37
4. 田園地区	40
第4章 重点的な取り組み方針	45
1. 子ども室内遊戯施設の整備による地域内・地域間交流の促進	46
2. 新たな産業創出と職住近接のための土地利用	46
3. 既存市街地での生活利便性の向上と住環境の保全	46
第5章 まち（都市）づくりの実現のために	49
1. 町民と行政がともにつくるまち（都市）づくり	50
2. 計画の進行管理と見直しの方針	51
資 料 編	53

序章 基本的な考え方

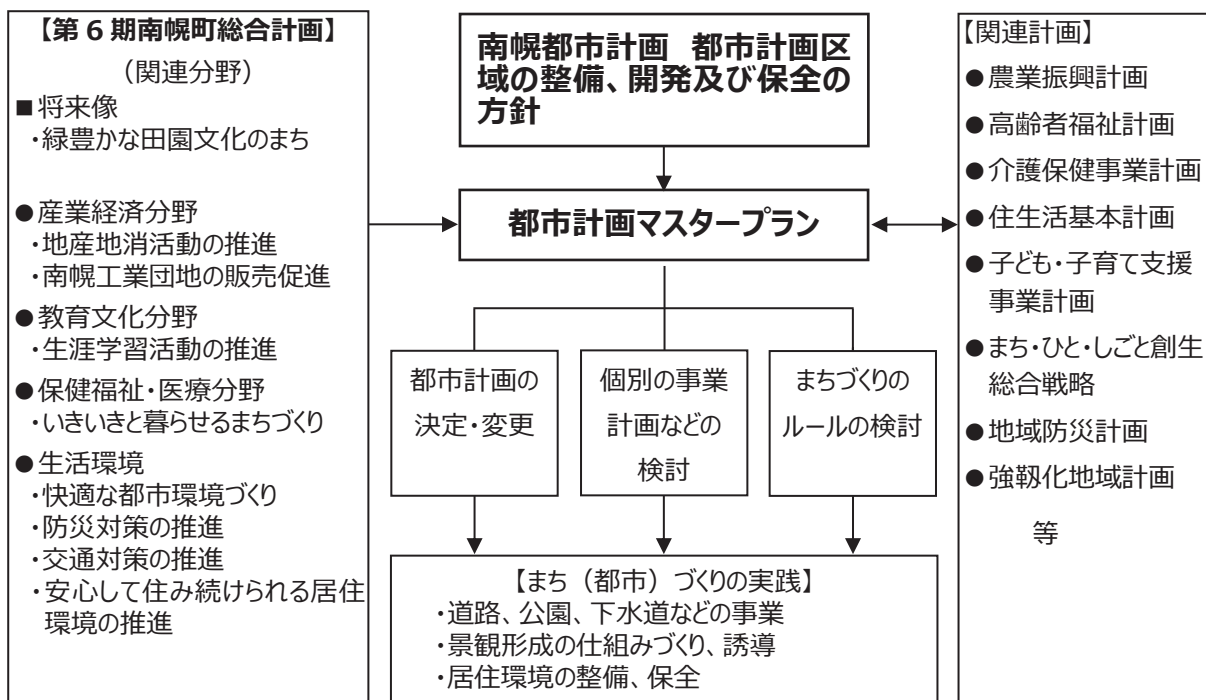
1. 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、今後、町が定める具体的な都市計画は、このマスタープランに沿ったものでなければなりません。また、都市計画マスタープランは、まちづくりの主体である町民、事業者、行政が、まちづくりのコンセプト（概念、考え方）を共有し、どのような方向でまちづくりに取り組むかを示すことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「第 6 期南幌町総合計画」「南幌都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したまちづくりの方向性に沿って、都市計画に関わる分野の計画として、土地利用や都市施設などの整備方針を明らかにしたものであり、各部門別計画を誘導する中間計画として位置づけられます。

図 計画の位置づけ



3. 計画期間と対象区域

都市計画マスタープランの計画期間は、長期的なまち（都市）づくりの基本方針を示すものとして令和4年度から令和23年度までを計画期間としますが、計画期間中であっても都市計画に係る状況変化に対応し、適宜計画の見直しを行うこととします。

対象区域は、全町域（南幌都市計画区域）とします。

4. 都市計画マスタープラン策定の視点

本計画は、上位計画の「第6期南幌町総合計画」や北海道が策定する「南幌都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して行い、以下の視点で整理しました。

①南幌の特色づくり

- ・水田と畑などと調和した防風林で構成される自然環境豊かな美しい田園風景を、本町の田園文化を象徴的に表す地域の個性として認識し、本町独自の魅力ある地域づくりの根幹として位置付けながら、町民の豊かな生活の実現と町民相互の交流及び近郊都市との交流の拡大を図ります。

②町民とともに進める持続的な地域づくり

- ・緑に囲まれた美しい自然環境のなかでまちづくり、うるおいとやすらぎのある生活空間を形成するため行政と町民・事業者が一体となって持続的な地域づくりを進めていくことを共通目標とします。

③南幌を支える産業基盤との調和

- ・防風林などの緑が広がる田園地帯が今後も存続されていくために、農地の適切な保全に取り組むことは、豊かな農作物を産出する農業が将来的にも確立されていくことに繋がることから、本町を支える産業基盤である農業と調和した地域づくりを進めます。

④人口減少時代の新たな地域づくり

- ・本町の人口を支えるみどり野団地は「都市計画一団地の住宅施設」により整備され、充実した都市施設と良質な住環境を有する住宅地となっています。しかし、開発後半世紀近く経過し、人口減少・少子高齢化が顕在化し、将来的には超高齢化と生産年齢人口の減少が想定され、様々な問題が顕在化し始めています。一方で、道央圏連絡道路の開通や地域内・地域間交流の拠点となる「子ども室内遊戯施設」の整備、近隣市における大規模スポーツコミュニティ施設の開業が予定され、産業や人口の転入圧力の増加が見込まれるなど、新たな状況が生じています。そこで、良質な住環境を維持しつつ、これらの新たな社会状況に対応した地域づくりを進めます。

第1章 まち（都市）づくりの目標

1. まち（都市）づくりの現状と課題

1-1 南幌町の特性と新たな動き

[地勢]

- ・本町は、三方を河川で囲まれた、平坦なまちです。風の通り道として、四季を通じて風が強く吹きますが、郊外には広々とした田畑と防風林で構成される美しい田園風景が広がっています。

[オールドニュータウン]

- ・本町は、札幌市の人口集中の受け皿として、計画的な住宅地開発や工業団地開発により形成されましたが、住宅団地は開発後半世紀近く経過し、人口減少や少子高齢化が顕在化し、将来的にも超高齢化が想定され、高齢者など徒歩生活者の生活利便性の確保や空き家の中古住宅市場の形成など新たな対応が求められます。

[コンパクトな田園都市]

- ・鉄道路線の広域交通軸から離れていることから、交通上の不便さがある一方で、計画的な市街地開発と農用地の保全により、自然環境や田園風景に優れ、買い物などの生活利便性に優れたコンパクトな田園都市を実現しています。

[新たな交流拠点の創出]

- ・子ども達がいいつでも安心してのびのびと遊べる室内の遊び場と、町民が自由に交流でき、地域内、地域間交流の拠点となる「子ども室内遊戯施設」の整備が予定され、都市部や周辺市町村との交流が図られます。

[新たな産業の創出]

- ・生産年齢人口が2000年以降、将来にわたり急激に減少することが想定され、新たな産業の創出が求められます。交通アクセスに関しては、道央圏連絡道路の南幌ランプ開通を控えていますが、既存の工業団地は、ほぼ売却予定となっていることから、住環境に配慮した流通業など新たな産業創出のための土地利用が求められます。

[職住近接の実現]

- ・町内の事業所等で従業する人のうち、町外に居住する人が1,000人以上存在することに加え、新たな産業創出による雇用が期待できることから、職住近接による定住促進のための対応が求められます。

1-2 まち（都市）づくりの課題

①南幌らしい風景を生かすこと

- ・札幌という大都市の近郊にありながら、見渡す限りの田畑と防風林で構成される美しい田園風景が広がっています。この豊かな田園風景を守り、育てていくためには、防風林や街路樹などの保全を図るだけでなく、身近な緑を促進するため町民の緑化意識を高める必要があります。

都市マスに関する課題

- ・田園風景や街路樹を中心とする緑地帯などの保全

②快適な暮らしとさまざまな交流を育むこと

- ・計画的に整備されたコンパクトな市街地に多様な都市機能の集積を図ることにより、子供から高齢者まで誰もが快適で暮らしやすい都市空間を形成し、利便性が高く、歩いて暮らせる快適なまちづくり、市街地での町民相互の交流や近郊都市との交流を育む賑わいのあるまちづくりを進めていくことが求められています。

都市マスに関する課題

- ・公共交通機関の充実など交通の便の改善
- ・人口の減少・高齢化対策
- ・新規店舗による商店街の整備と商工の活性化
- ・住宅リフォームや耐震相談など安心して住み続けられるまちづくり
- ・地域内、地域間交流の拠点となる「子ども室内遊戯施設」の整備

③安心して暮らせる環境をつくること

- ・高齢者や子育て・若年世帯などすべての住民が安心して住み続けられるための、住環境づくりや支援、公営住宅の供給、治水対策などが求められています。

都市マスに関する課題

- ・高齢者・子育て・若年世帯における福祉の拡充と支援
- ・高齢者用の集合住宅の供給と誘導
- ・良質な賃貸住宅の供給
- ・空き家対策と安心して住み替えられる仕組みづくり
- ・戸建住宅地内の徒歩生活者の生活利便性向上のためのコンビニエンスストアやカフェ等の飲食店の立地誘導
- ・ハード・ソフト両面からの総合的な治水対策

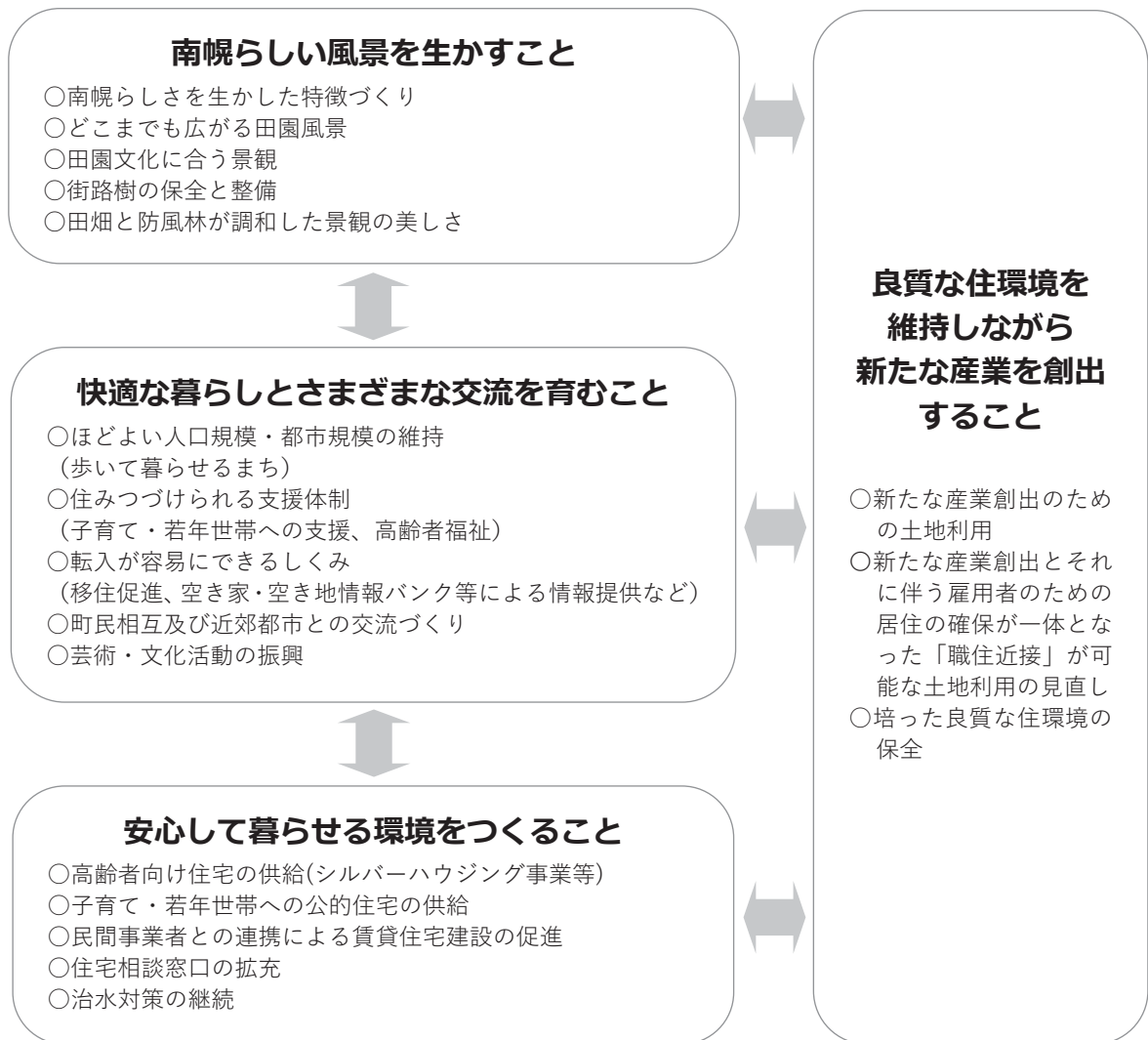
④良質な住環境を維持しながら新たな産業を創出すること

- ・「都市計画一団地の住宅施設」による整備により、これまで培われた良質な住環境を保全しつつ、新たな産業創出によるまちの活性化とそれに伴う雇用者のための居住の確保による定住促進が求められています。

都市マスに関する課題

- ・住環境に配慮した新たな産業創出のための土地利用
- ・新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった「職住近接」が可能な土地利用の見直し

図 1-1 今後のまちづくりの構成イメージ



2. まちの将来像

「緑豊かな田園文化のまち」

- ・本町では、地方自治体を取り巻く社会経済環境の変化、また、出生数の減少による少子化の進行及び高齢化にともなう老年人口の増加など少子高齢化社会の対応などを踏まえた「第6期南幌町総合計画（平成29年度から令和8年度）」を平成28年度に策定しました。
- ・総合計画では、地域に関わる全ての人が笑顔で活躍するまちを目指し、「緑豊かな田園文化のまち」を将来像とする計画としており、実現にあたり南幌町民憲章の意義を理解しつつ、まちづくりの原動力となる町民の力、地域と地域に関わる全ての力を十分に生かしながら、安全安心で、誰もが笑顔で活躍できる南幌町を築くため、「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」というまちづくりの理念により計画を進めています。具体的な施策として地域内、地域間交流の拠点となる「子ども室内遊戯施設」の整備や新たな企業誘致の推進や企業誘致による新たな雇用者のための居住の確保などが位置付けられています(令和4年3月策定)。
- ・都市計画マスタープランでは、この将来像の実現に向けて、農村景観を主体として水と緑に親しむことのできる空間を生かしながら、交通の利便性を高め、計画的に整備された市街地に交通、公共公益的施設等の都市機能の集積を図ることにより、歩いて暮らせる快適なまちづくりや市街地内での町民の交流、近郊都市との交流など様々な交流を育むとともに、新たな産業創出と職住近接を実現する土地利用により、賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

3. まち（都市）づくりの目標

3-1 まち（都市）づくりの4つの目標

まちの将来像である「緑豊かな田園文化のまち」の実現に向けて、都市計画マスタープラン策定の視点及びまち（都市）づくりの現状をもとに、以下の4つのまち（都市）づくりの目標を掲げます。

【まち（都市）づくりの目標】

①田園風景と快適な暮らしを支える土地利用の形成

健全な農業の維持と発展のため優良な農地としての保全に努めるとともに、田園風景と調和した防風林・街路樹の保全と整備及び諸機能が集積したコンパクトな市街地の形成を図るとともに、これまで培った良質な住環境を保全しつつ、新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接が可能な土地利用を図ります。

②交流を支える交通網の形成

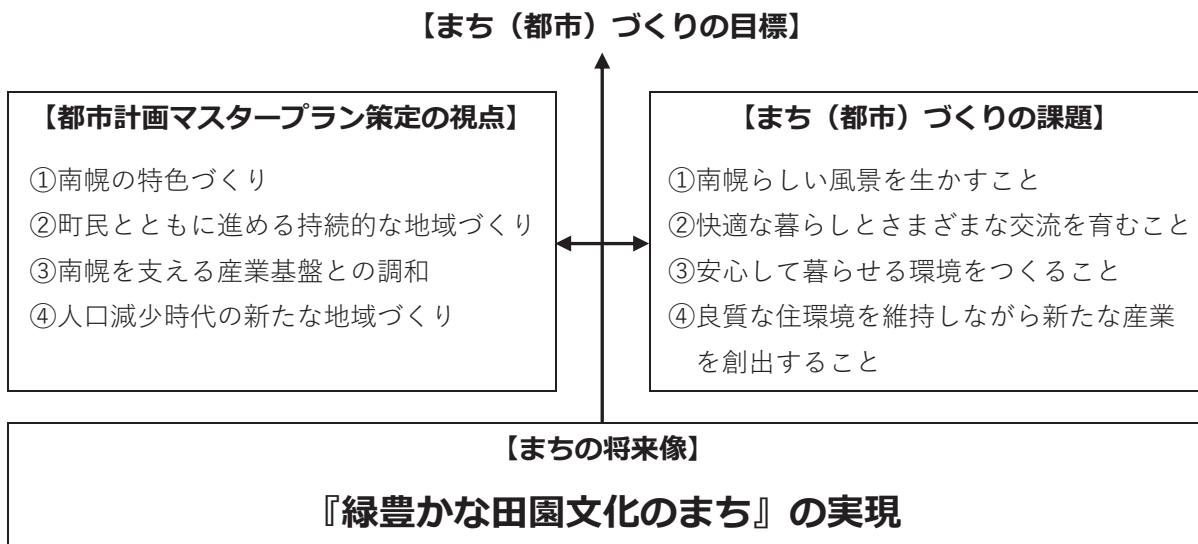
道央圏連絡道路を活用した広域交通網による小樽・石狩圏、千歳・苫小牧圏などの周辺市町との交流の促進と、水と緑を生かした散策路等によるネットワークの形成を図ります。

③防風林と河川からなる水とみどりの骨格軸の形成

水辺の保全と利用、防風林、河畔林、街路樹などの骨格的な水と緑を生かしながら身近な居住環境の緑の保全に努め、水と緑のネットワーク形成を図ります。

④安心して暮らせる住宅・住環境の形成

町民・事業者の協力により、市街地と町全体における住環境の向上を図る緑豊かな生活環境づくりと、高齢者や子育て・若年世帯などすべての住民が安心して暮らせる利便性の高いまちの中心軸の形成を図ります。



3-2 将来フレーム

①人口推移の傾向

- ・本町の人口は、みどり野団地の造成と販売（南幌市街地）、農村住環境整備事業による住宅地造成と販売（夕張太地区）などにより、平成10年に10,000人（住民基本台帳）を超えましたが、令和2年現在では7,319人（国勢調査）に減少し、今後は町外への転出者の増加及び出生率、自然減等による年少人口等の減少によりさらなる人口の減少が予測されます。

②将来人口

- ・「第6期南幌町総合計画」では、令和8年における本町の推計人口は7,451人、将来的にみどり野団地の完売等による人口増を考慮した場合の将来に向けた目標人口は、10,000人としています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基にした場合では、令和13年に5,726人※（令和2年の78.2%）、令和23年に4,426人※（同60.5%）と推計されます。
- ・都市計画マスタープランにおける将来人口は、みどり野団地の販売促進など移住・定住による人口維持を図る一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に沿った人口減少が進んだ場合に備え、この推計値を基本とし令和23年は約4,500人と設定するとともに、人口減少を見据えたまちづくりを進めます。
- ・現在の都市計画用途地域内の土地を有効利用することにより、現行の用途地域内において、コンパクトな市街地形成を図っていくものとします。

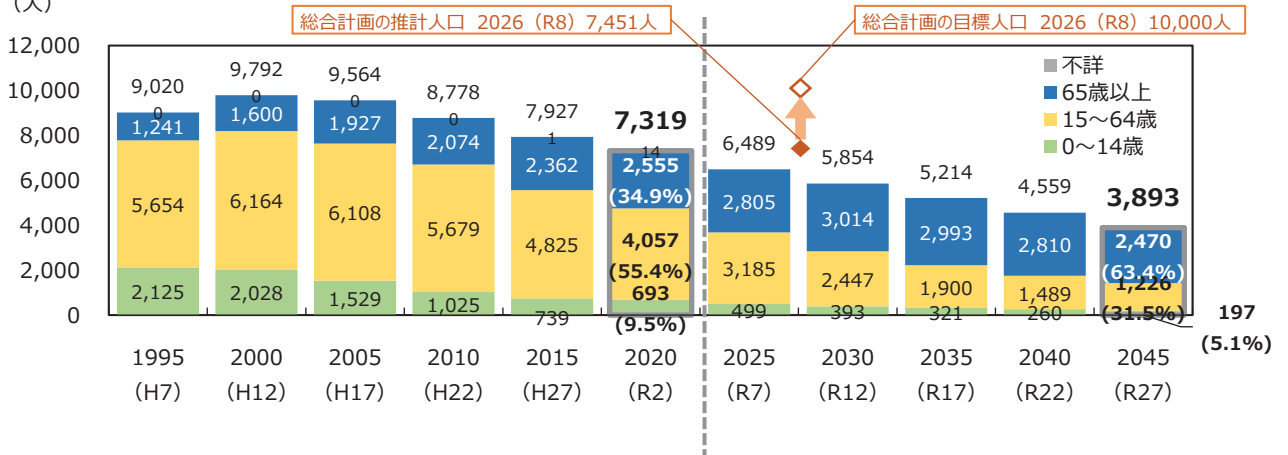
※令和13年及び令和23年は令和12年、17年及び令和22年、27年の案分

表 1-1 本計画における将来人口推計の設定

項目	実績				将来	
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和13年 (2031年)	令和23年 (2041年)
行政区域人口 (都市計画区域内人口)	9,564	8,778	7,927	7,319	5,800	4,500
令和2年人口比				100.0%	79.2%	61.5%

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、令和13年、23年は国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）の令和12年、22年推計値を概数で横ばい

図 1-2 年齢別人口の推移
(人)



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）、第6期南幌町総合計画

3-3 将来都市構造

① 快適でコンパクトな市街地の形成

- ・南幌市街地は、現行用途地域の範囲を基本としながら、防災性の向上と計画的に整備された利便性の高い快適で歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成を図り、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指すとともに、加えて北海道が推進する北の住まいるタウンについて連携して検討を行います。
- ・環境にやさしい持続可能なまちづくりを実現するために、地域資源の循環利用などを踏まえた北の住まいるタウンを目指し、住宅地については良質な居住環境を有する「きた住まいるヴィレッジ」を推進します。
- ・未造成地の利活用については、新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接を図ります。
- ・夕張太地区の住宅地については、農村環境と調和したコミュニティの維持を図りながら、市街地づくりの形成を図ります。

② 緑豊かな田園都市づくり

- ・南幌を取り囲み、農地・河川に豊かで清らかな水を提供するとともに、南幌の魅力を高める緑豊かな田園都市をイメージするまちづくりを図ります。

③ 交通軸の設定

- ・小樽・石狩圏から千歳・苫小牧圏が結ばれる道央圏連絡道路の整備により近郊市町村からの利用者の増加も見込まれることから、市街地への積極的な誘導を行い、活性化を図ります。
- ・本町と江別市、北広島市、岩見沢市、長沼町などの近隣市町を結ぶ交通軸に沿って、緑豊かな南幌町を印象づける街路樹の保全・整備と歩道の整備に努めます。

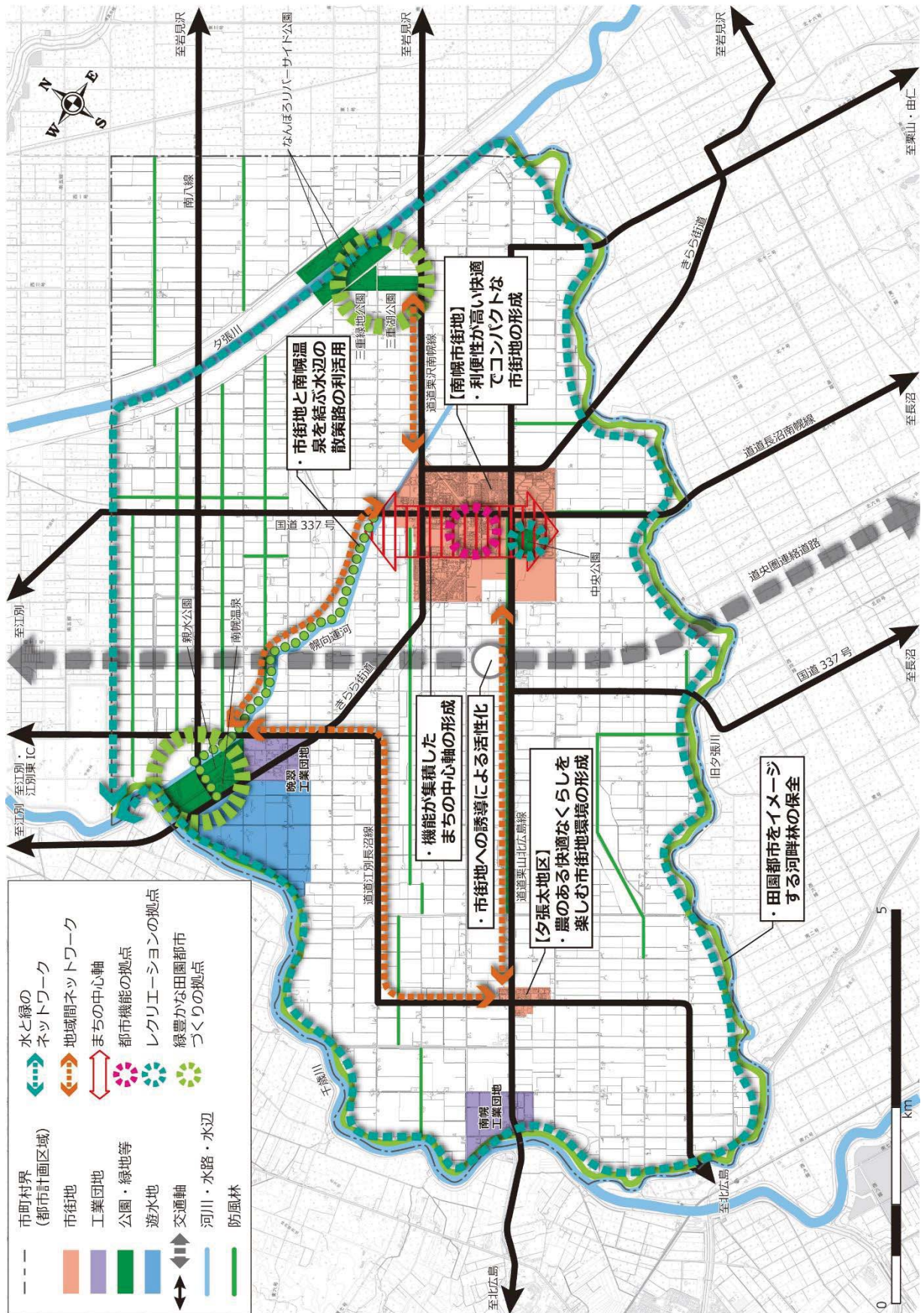
④ 歩行者等を優先したネットワークの形成

- ・南幌市街地、夕張太地区、晩翠地区及び三重地区をそれぞれ結ぶ、安全で快適な歩行者等を優先したネットワークの形成を図ります。
- ・幌向運河や千歳川などの水辺を生かした散策路等によるネットワークの形成を図ります。
- ・本町を取り囲む千歳川、旧夕張川、夕張川などの河畔林を生かしながら緑豊かな田園都市をイメージするまちづくりを図るとともに、南幌をぐるっとまわる散策路等によるネットワークの形成を図ります。

⑤ まちの中心軸・拠点の形成

- ・集約された既存の公共公益的施設を利活用し、諸機能が集積したまちの中心軸の形成を図ります（高齢者や子育て・若年世帯向けなどの公営住宅、民間事業者との連携による賃貸住宅等、日用品店舗・利便施設などの検討）。
- ・中央通や公和通などの中心市街地周辺を拠点として、都市機能の集積を図るとともに、中心市街地の活性化を図るため商店街自らの取組みを支援します。
- ・中央公園をレクリエーション拠点として、子ども室内遊戯施設整備や日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として維持します。
- ・三重湖公園、三重緑地公園、なんぼろ親水公園周辺及びなんぼろリバーサイド公園周辺は、緑豊かな田園都市をイメージするまちづくりの拠点形成を図ります。

図 1-3 将来都市構造図



第2章 まち（都市）づくりの基本方針

1. 土地利用の方針

1-1 整備目標

「緑豊かな田園文化のまち」を支える土地利用

- ・本町の将来像である「緑豊かな田園文化のまち」を支えるために、市街地の範囲や住宅地、商業業務地、工業地それぞれの土地利用を定めながら、農地の保全と緑豊かな環境づくりを目指します。

1-2 基本方針

①田園風景を保全するコンパクトな市街地の形成

【南幌市街地】

- ・南幌市街地は、既存の用途地域を将来の市街地の範囲とし、コンパクトな市街地を形成します。
- ・市街地内の未利用地や未造成地については、状況等も踏まえ適切な土地利用（上下水道のインフラ整備の促進を含む）を図ります。

○住宅地

- ・良質な居住環境を有する「きた住まいるヴィレッジ」や新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接エリアなど、特徴ある住宅地の形成を図ります。
- ・既存の専用住宅地において、高齢者など徒歩生活者の生活利便性を確保するため、コンビニエンスストアやカフェ等の飲食店の立地を可能にする建築用途規制の緩和について検討します。

○商業業務地

- ・中央通や公和通などの中心市街地周辺に都市機能の集積を図るとともに、中心市街地の活性化を図るため商店街自らの取組みを支援します。
- ・国道337号沿道には、民間事業者による店舗や事務所など沿道における利便性の向上を図ります。

○工業地

- ・南16線西10号の未造成地については、道央圏連絡道路開通による交通アクセスを生かした、新たな産業の創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接エリアとして整備し、用途地域の変更を検討します。
- ・南幌市街地内の工業地については、地区計画や特別用途地区などの設定を検討し、周辺の良好な住環境の維持を図ります。

【工業団地】

- ・工業地の晩翠工業団地と南幌工業団地については、販売がほぼ完了したことから、今後とも一般工業地として位置付け、緑化の保全を図りながら、工業地として機能の維持増進を図ります。

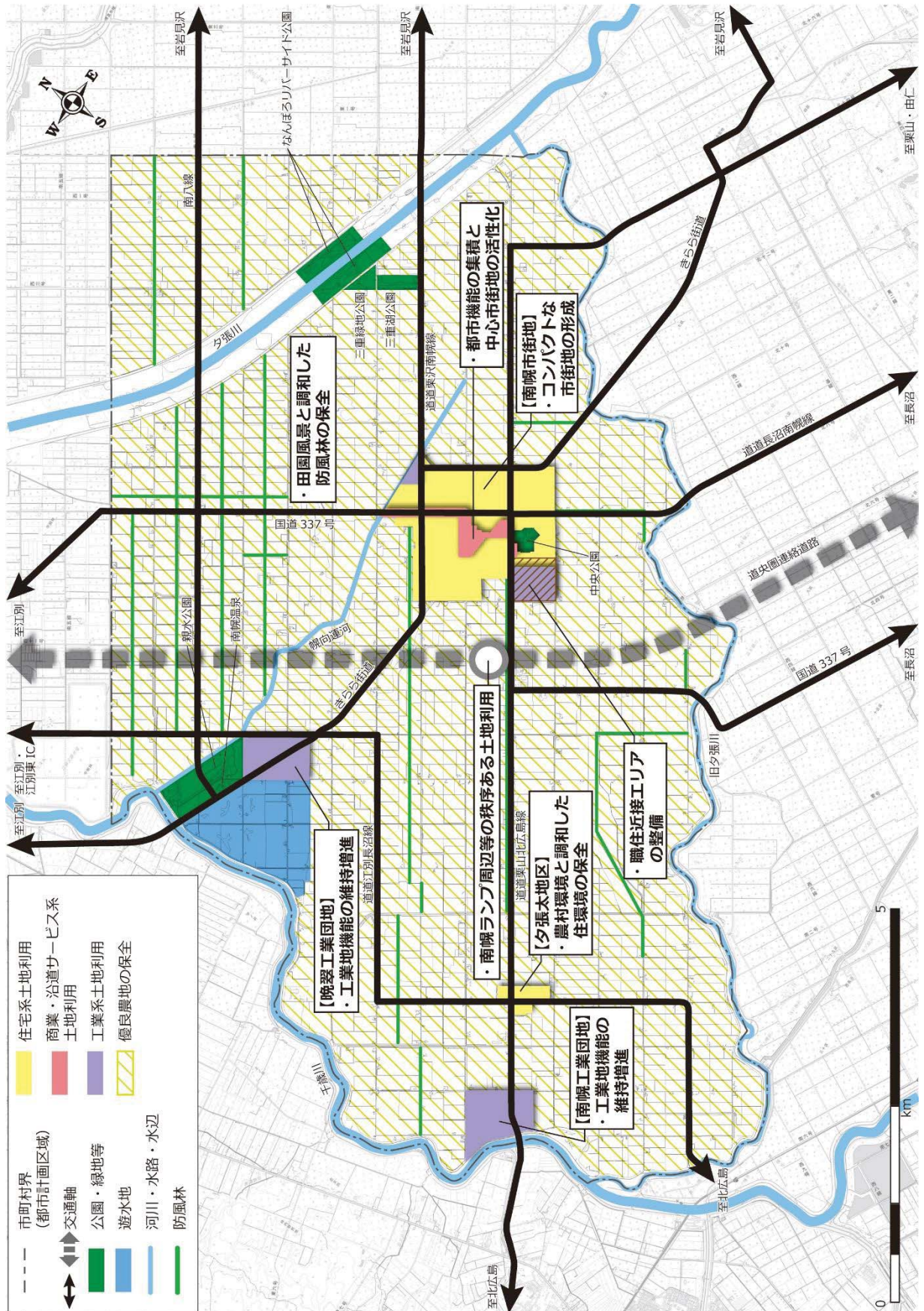
【夕張太地区等】

- ・用途白地地域に位置する夕張太地区の住宅市街地については、農村環境と調和した住宅地としてコミュニティの維持を図ることとし、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、豊かな自然環境と景観に配慮した住環境の保全を図っていきます。
- ・道央圏連絡道路における南幌ランプ周辺等については、今後の土地利用動向を見極めながら、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、秩序ある土地利用を図っていきます。

②優良農地とそれを支える緑の保全・整備

- ・集团的農地や土地改良事業等が実施されている区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地としての保全に努めます。また、田園風景と調和した防風林の保全と街路樹の保全・整備に努めます。

図 2-1 土地利用の方針図



2. 交通施設の整備方針

2-1 整備目標

「安全で快適な暮らしを支える交通施設の整備」

- ・周辺都市との連携を強化する広域幹線道路網の整備、沿道の街路樹の保全と歩道の整備、公共交通等の利便性の向上などにより、安全で快適な暮らしを支える交通施設の整備を目指します。

2-2 基本方針

①連携を強化する幹線道路網の整備

- ・住民の多くは通勤、通学、購買、通院などの日常生活は札幌市や江別市などの近郊都市に大きく依存していることから、周辺都市との連携を強化する広域幹線道路網の整備と保全に努めます。（道央圏連絡道路の整備促進、一般国道・道道の整備の促進と保全）。

②町道の維持・保全

- ・将来にわたる安全を確保することから長寿命化計画（道路・橋梁）により、維持・保全に努めます。
- ・利便性の高い、快適でコンパクトな市街地に配慮した格子状の道路網を形成します。
- ・未造成地の利活用も含め、長期未着手の都市計画道路については、将来の都市像を考慮し見直しを含めた検討を進めます。

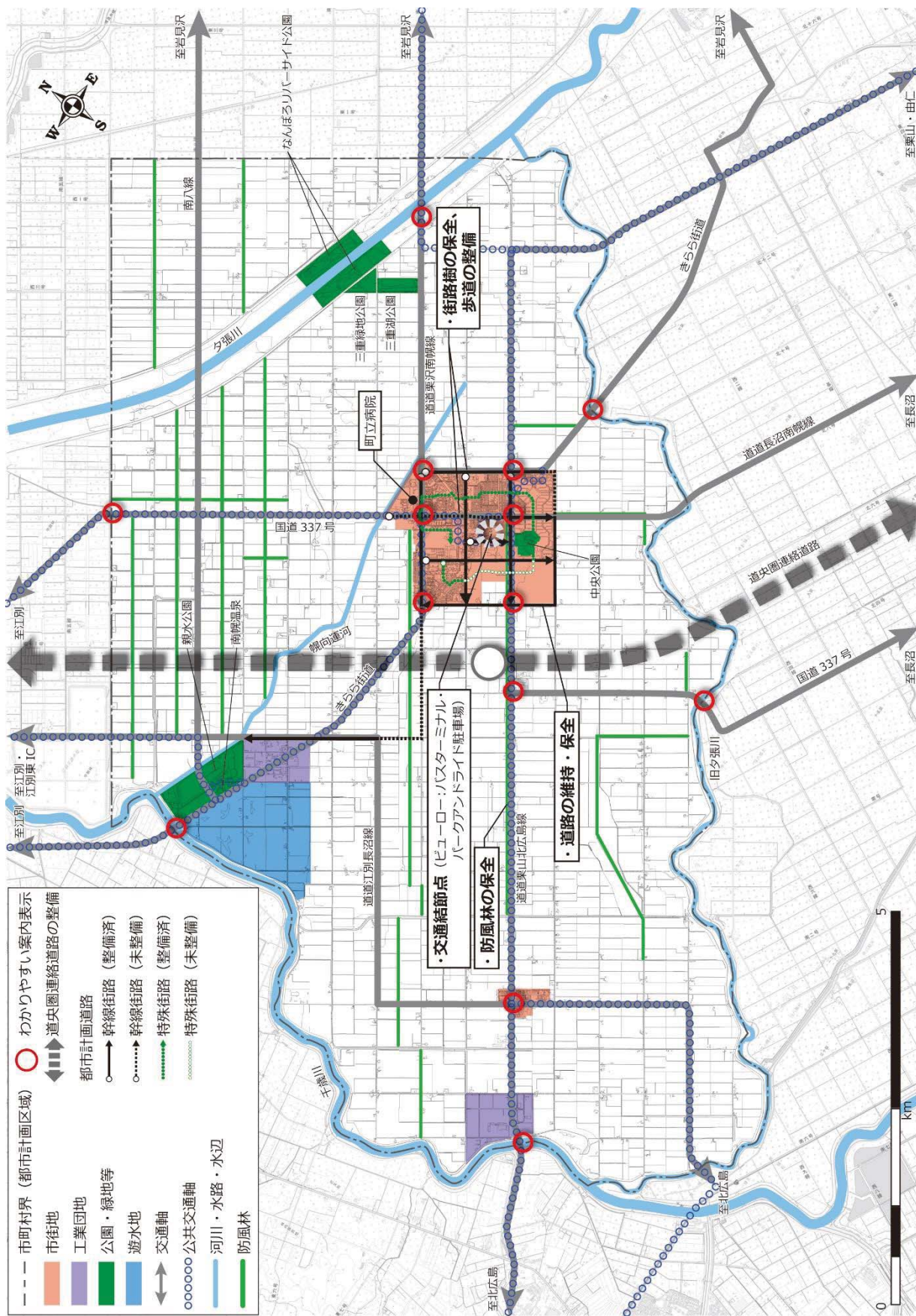
③利便性を高める交通施設の整備

- ・町内における公共交通の空白地帯の解消を図るため、路線バスとの連携とオンデマンド交通による、きめ細やかな運行に努め、公共交通の利便性を図ります。
- ・公共交通の利用促進のために沿道の公共交通軸の形成や交通結節点（パークアンドライド駐車場）の利用を推進します。
- ・わかりやすい観光案内標識を利用したサイン計画により円滑な交通誘導を促し、交流の促進を図ります（主要交差点、橋のたもとの空間を利用した案内板の設置の検討）。
- ・設置する標識は地域の特色を生かしたデザインを取り入れ、統一感のあるものとします。
- ・身近な生活道路の安全性、利便性の向上を図ります（除排雪及び歩道除雪の充実、地域援助排雪事業の普及促進など）。

④幹線道路沿いの街路樹の保全・整備、歩道の整備

- ・幹線道路（メインルート）沿いの街路樹の保全・整備と歩道の整備に努めます。また、南幌市街地と夕張太地区を結ぶ道道栗山北広島線は、地域間の交流促進のため南幌市街地まで導くアプローチとして、幹線道路沿いの防風林についても保全に努めます。

図 2-2 交通施設の整備方針図



3. 水と緑の形成方針

3-1 整備目標

「暮らしにゆとりとうるおいをもたらす豊かな水と緑の空間形成」

- ・南幌の景観の特色である田園風景と防風林及び南幌を取り囲む河川と河畔林などの骨格的な水と緑を生かしながら、森づくりの拠点形成や身近な居住環境の緑の保全に努め、暮らしにゆとりとうるおいをもたらす豊かな水と緑の空間形成を目指します。

3-2 基本方針

①緑豊かな田園都市づくり

- ・南幌を取り囲み、農地・河川に豊かで清らかな水を提供するとともに、南幌の魅力を高める緑豊かな田園都市をイメージするまちづくりに努めます（夕張川、旧夕張川、千歳川沿いの河畔林の保全・整備）。
- ・町民の協力による緑豊かな田園都市をイメージするまちづくりの拠点形成を図ります（三重湖周辺、南幌温泉周辺など水辺の保全・緑化など）。
- ・中央公園をレクリエーション拠点として、子ども室内遊戯施設整備や日常圏的な活動に対処する緑地として維持します。

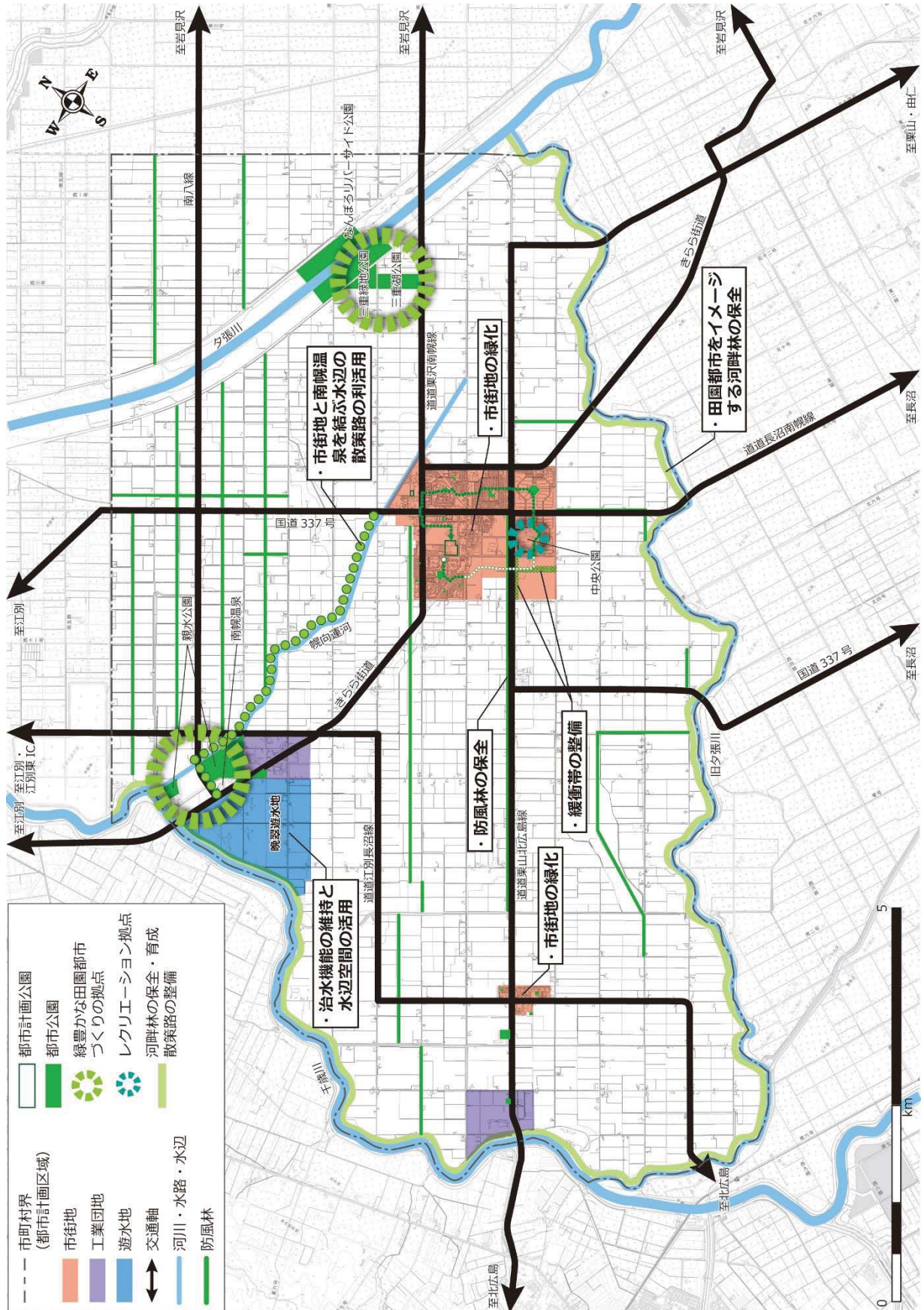
②身近な居住環境の緑の充実

- ・町内会活動を通じ、町民などの自主的な花植えにより沿道や住宅地の身近な公園・緑地などの緑化の支援に努めます。
- ・地域の風土に育まれた防風林や公園、公共用地などの緑の保全と活用を図ります。
- ・本町の自然環境の特性（風の強さ、泥炭地、地下水位の高さなど）にあわせた植栽とその管理方法などについて学びながら、町民とともに豊かな緑空間の形成を図ります。
- ・市街地内に異なる土地利用用途が隣接する場合は、緩衝緑地を配置するなど既存の住宅地等の良質な住環境に配慮します。

③水と緑を生かした散策路等の形成

- ・幌向運河の水辺を生かして、南幌市街地と晩翠地区（南幌温泉周辺）を結ぶ水辺の散策路などの形成に努めるとともに、晩翠遊水地では治水機能を損なわないよう本町の地域特性や自然景観に配慮し、南幌温泉を中心に人が集まるような利活用を図ります。
- ・南幌を取り囲む河川沿いに河畔林の保全・育成に努め、南幌温泉やパークゴルフ場など既存の施設等を生かし、散策路などの整備・保全に努めます。

図 2-3 水と緑の形成方針図



4. 住環境の整備方針

4-1 整備目標

「安心して住み続けられる住環境づくり」

- ・緑豊かな田園都市を形成する住宅市街地づくりを進め、少子高齢社会を迎える中で、すべての町民が「安心して住み続けられる」ためにハード面・ソフト面が充実した住環境づくりを目指します。

4-2 基本方針

①高齢者が安心して暮らせる住宅・住環境づくり

- ・高齢者向け住宅の供給に努めます（町営シルバーハウジング事業等の推進）。
- ・高齢者の在宅生活を支える住環境づくりを進めます（住宅改善等の住宅相談窓口の拡充や一般住宅の耐震化率95%達成のため、耐震改修に係る費用の補助を住宅リフォーム等助成事業の中で行うなどの支援環境の整備、緊急通報システムの設置やボランティアによる安否確認サービスの推進など）。
- ・中央通や公和通などの中心市街地周辺に都市機能の集積を図り、利便性が高く、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
- ・既存の専用住宅地内にコンビニエンスストアやカフェ等の飲食店の立地を誘導することにより、高齢者などの徒歩生活者の生活利便性を確保します。

②緑豊かな田園居住環境づくり

- ・中央公園をレクリエーション拠点として、子ども室内遊戯施設整備や日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として維持します。
- ・町の資源である防風林を保全するとともに、市街地と町全体の住環境の向上を図る緑のネットワークを形成する緑化を推進します（緑化活動の推進）。
- ・市街地内に異なる土地利用用途が隣接する場合は、緩衝緑地を配置するなど既存の住宅地等の良質な住環境に配慮します。
- ・積雪に配慮したゆとりある住宅地づくりを進めます（地域援助排雪事業の普及推進、住宅リフォームによる融雪槽の設置）。
- ・環境にやさしい住宅地づくりを進めます（下水道の整備・保全促進、下水道処理区域外での合併処理浄化槽の設置の普及促進など）。

③多様な住宅ストックの整備

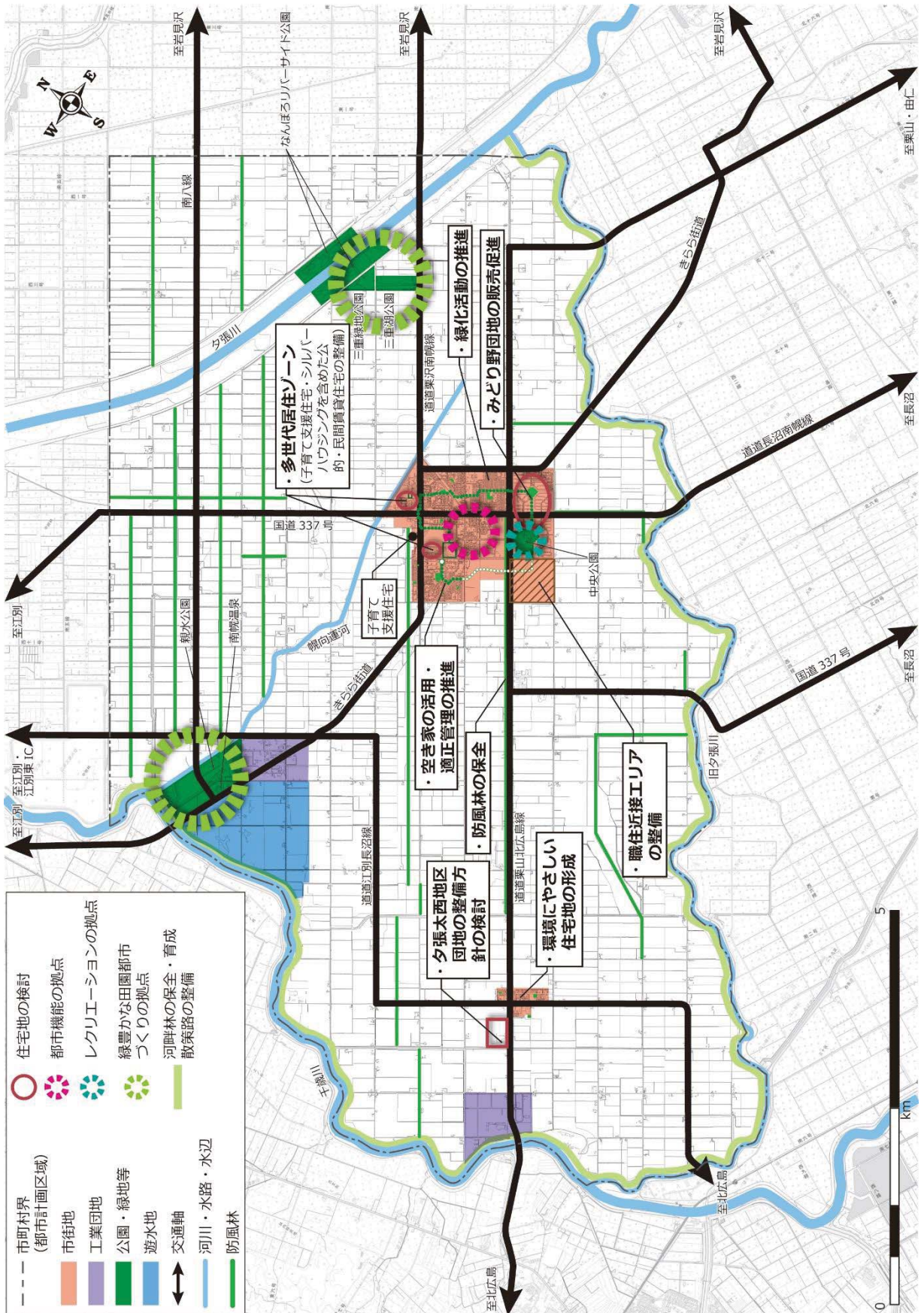
- ・高齢者や子育て及び若年世帯における支援を含めた公的住宅の供給、住宅建設の助成などを進めます（住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な公営住宅の長寿命化修繕や建設計画など）
- ・南幌市街地への居住促進を図ります（新築住宅取得支援、民間事業者との連携による賃貸住宅建設促進の検討、みどり野団地の販売促進（みどり野きた住まいるヴィレッジ）など）。

- ・南幌市街地内の未造成地のうち、南16線西10号の未造成地については、道央圏連絡道路開通による交通アクセスを生かした、雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接エリアとして整備し、用途地域の変更を検討します。
- ・南幌市街地内のみどり野団地は、都市計画一団地の住宅施設として造成、平成13年度に一部地域を除き、概ね本事業が終了していることから、土地利用規制や居住誘導・都市機能誘導施策等により良質な住環境を維持しながら、都市計画一団地の住宅施設の廃止を検討し、上記のエリア整備など多様な住宅ストックの供給を図ります。
- ・夕張太西地区の団地造成事業については、みどり野団地分譲の状況や社会経済の情勢を見極めた上で整備方針を検討します。

④空き家の活用・適正管理の推進

- ・人口減少や少子高齢化等を背景とした空き家の増加が増えると予想され、空き家の利活用や適正管理を促進し空き家を抑制する必要があります。
- ・空き家・空き地情報バンクの充実と活用により、多くの情報共有と提供を行い、住宅リフォーム等助成金事業を活用し空き家の再生や多用途への活用、腐朽した空き家の除却など適正管理の促進を図ります。
- ・中古住宅の流通を促進することにより、空き家の抑制にも繋がる中古住宅購入補助の検討を推進します。

図 2-4 住環境の整備方針図



5. 防災の方針

5-1 整備目標

「みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり」

- ・災害の被害を最小限にとどめる防災機能の高い都市基盤の整備を進めるとともに、町民の防災意識の向上により、みんなが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

5-2 基本方針

①防災機能の高い都市基盤の整備

- ・避難場所の整備・充実に努めます（地域防災計画・強靱化地域計画に基づく）。特に地震などの災害に対応するため、避難場所となる公共施設等の耐震性の確保や防災拠点として震災建築物応急危険度判定実施本部を設置します（公共施設等のユニバーサルデザイン化や防災備蓄品の確保に努めるなど）。
- ・誰もが安全に避難できる避難路の確保・整備に努めます（改訂版ハザードマップ等を利用した情報提供など）。
- ・災害時における上下水道、電気、電話、ガスなどライフラインの確保に努めます。
- ・災害活動に有効な装備・消防水利などの整備に努めます。
- ・防災行政無線の全戸設置を推進し、緊急時に迅速かつ安定的な情報発信に努めます。

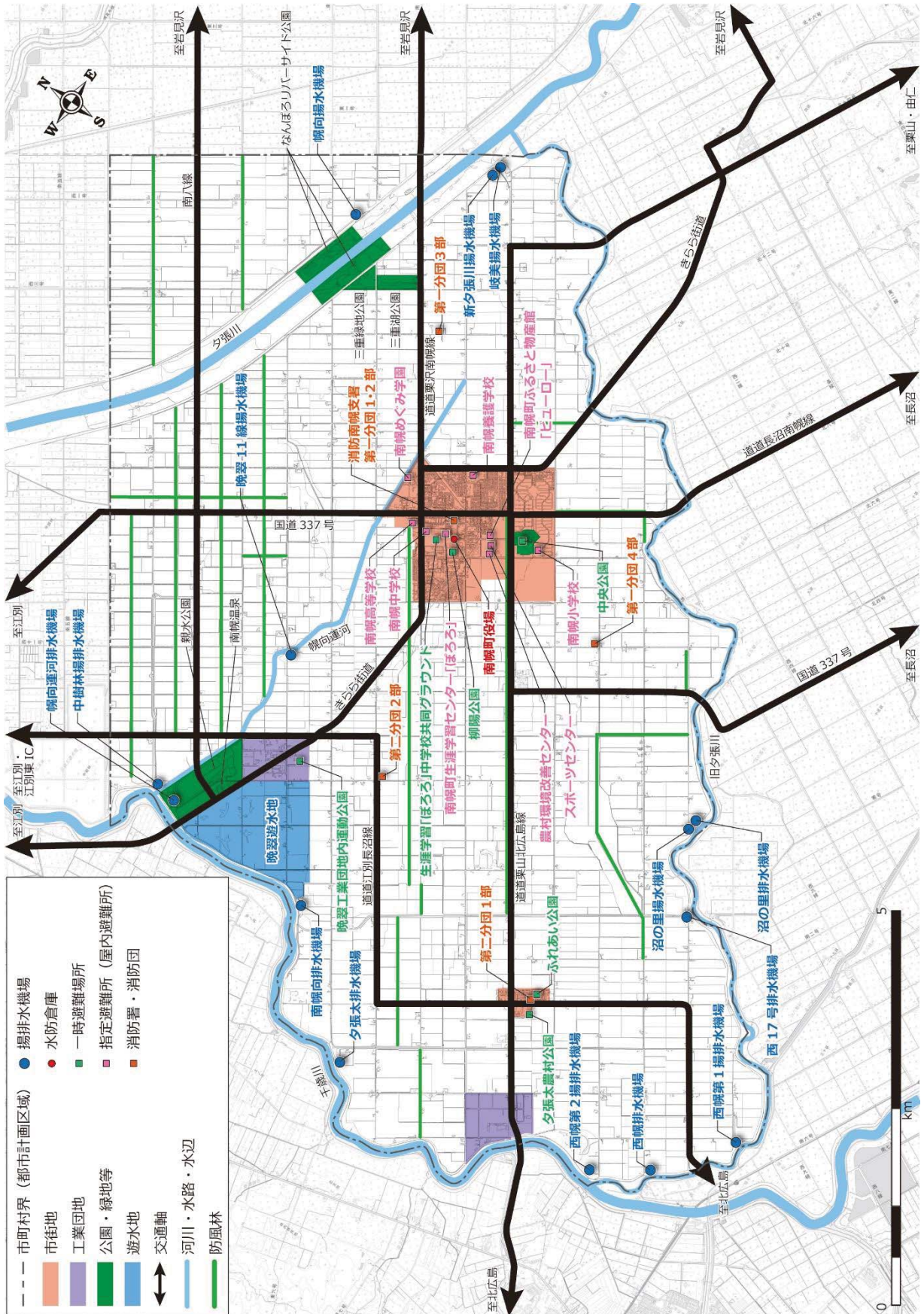
②町民の防災意識の向上

- ・さまざまな防災活動を通じ、町民1人ひとりの防災意識・防災性の向上を図ります（北海道が公表している地震の揺れやすさマップの情報提供、定期的な水防訓練の実施、避難場所・避難所・避難路等の日常的な利用による災害時のスムーズな対応など）。
- ・地域住民の参加による自主防災組織等の育成を図ります。
- ・防災情報のきめ細かな提供を進めます（改訂版ハザードマップの配布、町ホームページ及び防災行政無線の活用など）。
- ・耐震改修に関する相談や情報提供の充実に努めます。

③関係機関と連携した治水対策

- ・強靱化地域計画に基づき、関係機関と連携しながら、計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策の促進に努めます。

図 2-5 防災の方針図



6. 田園風景を楽しむ方針

6-1 整備目標

「季節感あふれる田園風景を楽しむまちづくり」

- ・四季折々の南幌の暮らしや農業と一体となった、季節感あふれる田園風景を楽しむまちづくりを目指します。
- ・ここでは、田園風景を楽しむという視点から、土地利用、交通施設、水と緑、住環境、防災などの各分野別の方針を探ります。

6-2 基本方針

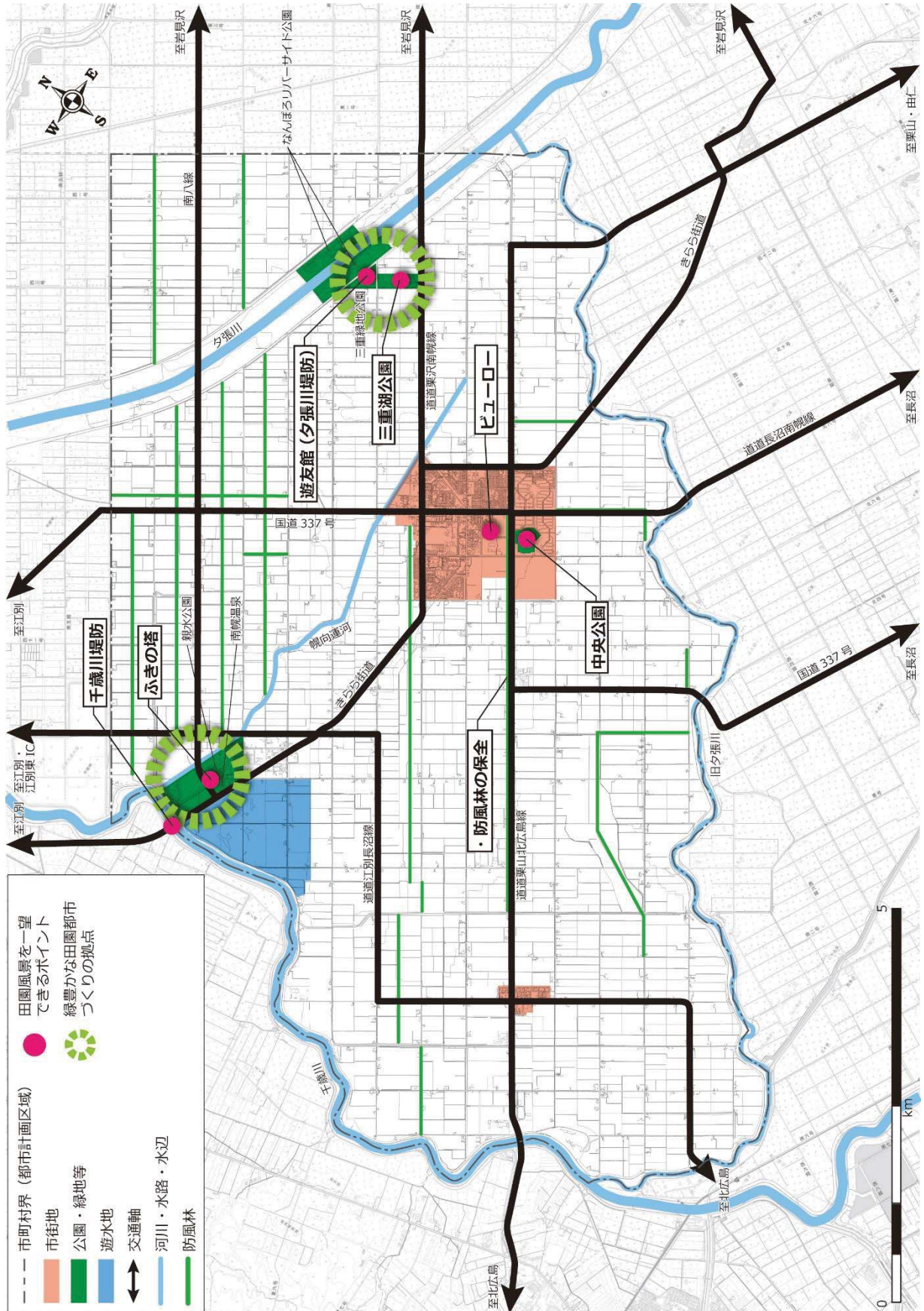
①田園風景を楽しむポイントの発掘・整備

- ・田園風景を一望できるポイントの発掘や整備に努めます（ビューロー、ふきの塔、遊友館、千歳川・夕張川の堤防など）。
- ・季節ごとに移り変わる田園風景が楽しめる場所を周遊できるような案内看板等の設置について検討します。
- ・身近な生活の中での景観の良さを発見する町民の自主的で主体的な活動を支援します。
- ・田園風景を楽しむため、防風林の保全や街路樹の保全・整備に努めます。

②田園風景を楽しむくらしの充実

- ・南幌の景観の美しさ等の情報提供の促進を図り、田園風景を楽しむまちづくりに努めます（ホームページによる観光情報の提供、観光案内パンフレットなど）。

図 2-6 田園風景を楽しむ方針図



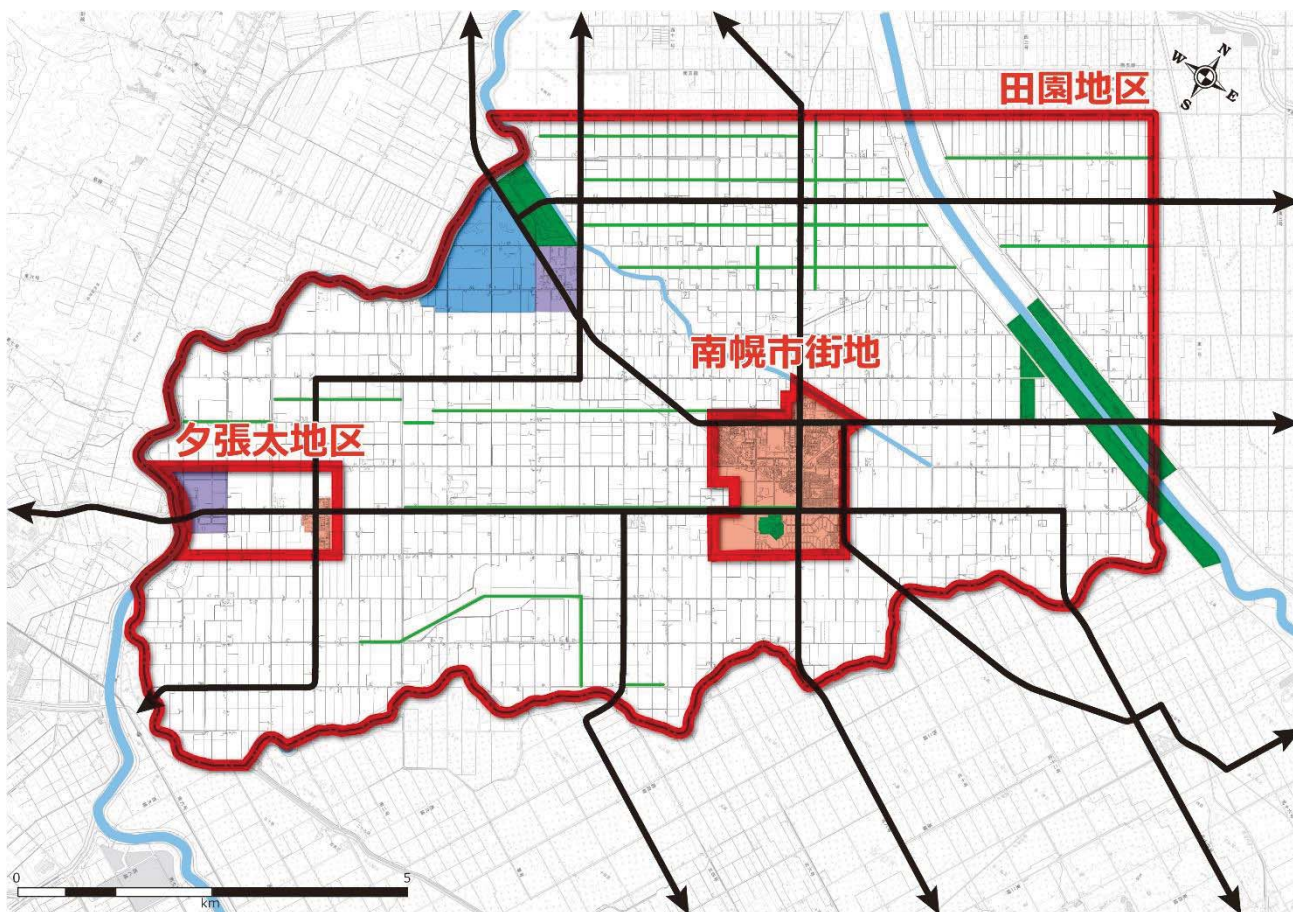
第3章 地域別構想

1. 地区区分の考え方

「南幌市街地・夕張太地区・田園地区の3地域に区分」

- ・町民の多数が居住し、都市的な機能が集積している「南幌市街地」、農村住環境整備事業などにより新たな住民が移り住んだ住宅市街地である「夕張太地区（稲穂地域、南幌工業団地）」、及び都市計画区域内の大部分を占め、市街地を支えている「田園地区」（南幌市街地、夕張太地区以外の地区）の3地域に区分します。

図 3-1 地区区分図



2. 南幌市街地

2-1 南幌市街地の現状と課題

①南幌市街地の現状

【南幌町の中心】

- ・南幌市街地は、本町の公共公益的施設、利便施設の大部分が集中するまちの中心となっています。

【計画的に整備された住宅地】

- ・ほぼ1.5km四方におさまる良質でコンパクトな市街地が形成され、市街地内は区画された計画的な住宅地となっており、区画道路、公園、緑道などの都市施設が整備されています。
- ・本町に移り住んだ人々の多くは、札幌圏と近接しているゆとりある居住環境と農村景観が調和した住環境を評価して居住しています。
- ・みどり野団地は昭和49年度から都市計画一団地の住宅施設として造成、良質な住環境が形成され、平成13年度に一部地域を除き、概ね事業を終了しました。開発後半世紀近く経過し、専用住宅地としての土地利用規制によって良質な住環境が維持されています。

【商店街の形成】

- ・商店街は、中央通、公和通、本通の路線ごとに形成されていますが、商店の立地密度は低く、住宅と混在した形態となっています。
- ・中央通、公和通などに店舗を構える商店街自らの取組みを支援し、中心市街地の活性化を図っていきます。

②南幌市街地の課題

【町の中心軸の形成】

- ・南幌市街地は、計画的に区画された住宅地となっているため、市街地内の雰囲気が一様であり、町の顔となる中心軸がどこなのか、分かりづらい状況となっています。
- ・そのため、公共公益的施設が多く立地する中央通沿いをまちの顔として位置付けながら、沿道の景観整備を図るとともに、農村部との交流施設として活用するふるさと物産館「ビューロー」についても更なる利活用を検討し、利便性と中心性の向上を図ることが求められます。

【安心して住み続けることができる快適な居住環境の形成と利便性の確保】

- ・高齢者を含めたすべての人々が、住みなれた場所において、安心して住み続けることができるような、快適な居住環境の形成を図ることが求められます。
- ・高齢者向けの住宅や、今後移り住む子育て、若年世帯を含むすべての人達を受け入れる住宅及び住宅地（みどり野団地の販売促進など）の供給を進めることが求められます。
- ・新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接が可能となる土地利用が求められます。
- ・既存の戸建住宅地内では小売店舗や飲食店の立地が困難であるため、高齢化に伴う徒歩生活者の生活利便性の低下と空き家の大量発生が懸念されることから、今後は徒歩生活者の生活利便性を確保するため、コンビニエンスストアやカフェ等の飲食店の立地の誘導が求められます。

- ・冬期間の降雪期には、安全で安心した生活を送るため積雪を考慮した住環境づくりが求められます。

【緑の歩行者ネットワークの形成】

- ・コンパクトな市街地形成がなされているという特色を生かして、環境にやさしく歩いて暮らせるまちづくりを進めることが求められます。
- ・みどり通などの歩行者専用道路や緑の資源を生かした歩行者ネットワークの形成を図ることが必要です。
- ・また、歩行者ネットワークの形成とあわせて、沿道の公共公益的施設や商店などのユニバーサルデザイン化に努め、誰もが利用しやすい歩行環境を形成することが求められます。

【緑豊かな田園居住環境の形成】

- ・広々とした水田と防風林などが発達した緑豊かな田園環境と調和した居住環境の形成が求められます。
- ・町民の自主的な参加による庭や花壇の緑化や街路樹の保全・整備、沿道の緑化等による花とみどりあふれる居住空間づくりが求められます。

2-2 南幌市街地の整備テーマ

「利便性の高い快適な市街地の形成」

- ・南幌市街地は、町民の多くが利用する中心市街地として、公共公益的機能の集積による利便性の向上を図るとともに、居住者及び今後移り住む子育て、若年世帯を含む人達が、安心して住み続けることができる快適な市街地の形成を図ります。

2-3 南幌市街地の整備方針

①南幌町の顔となる町の中心軸の形成

- ・中央通や公和通を中心として、幌向運河と国の登録有形文化財に指定されている旧幌向駅通所に至る地域を含め、賑わいのある利便性の高いまちの中心軸の形成を図ります。

1) 利便性の高い歩行者軸の形成

- ・町の顔となる利便性の高い歩行者軸（中央通、公和通、本通、柳陽通（道営住宅プロムナード・柳陽公園を含む））の形成と、商業圏・生活圏としての再活性化を図ります。

2) 公共施設、利便施設の集積

- ・教育、生涯学習、保健・医療・福祉、買い物などの公共的施設等の集積による中心性の向上と安心空間の形成（生涯学習センター「ぼろろ」、保健福祉総合センター「あいくる」、ふるさと物産館「ビューロー」、スポーツセンター、町民プールの活用、民間事業者による日用品店舗・利便施設の検討など）を図ります。
- ・中央公園をレクリエーション拠点として、子ども室内遊戯施設整備や日常圏的な活動に対処する緑地として維持します。

②良好な居住環境の形成

1) 多様な住宅ストックの供給による住み続けられるまちづくりの推進

- ・高齢者向けの住宅（シルバーハウジング等）や子育て、若年世帯支援住宅等の公営住宅の建設計画、民間事業者との連携による賃貸住宅の建設促進、子育て・若年世帯における民間賃貸住宅への支援の検討、空き家・空き地情報バンクの充実と活用を図ります。
- ・みどり野団地は、土地利用規制や居住誘導・都市機能誘導施策等により良質な住環境を維持しながら、都市計画一団地の住宅施設の廃止を検討し、多様な住宅ストックの供給を図ります。

2) みどり野団地の販売促進等

- ・北海道住宅供給公社や北海道との連携による「みどり野きた住まいるヴィレッジ」など、今後も継続しながらみどり野団地の販売を促進します。
- ・南16線西10号の未造成地については、道央圏連絡道路開通による交通アクセスを生かした、新たな産業の創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接エリアとして整備し、用途地域の変更を検討します。残る未造成地についても、良好な住宅地の供給を基本としながら、北海道住宅供給公社とさまざまな視点から利活用について検討します。
- ・子育て・若年世帯における住宅建築の助成を進めます。

3) ユニバーサルデザインによるネットワークの形成

- ・公共施設や商店街を歩行者のためのユニバーサルデザイン化に努めます。

4) 積雪に配慮した居住環境の形成

- ・既存宅地における堆雪空間の確保に努め、また、今後予定される住宅地においては計画的な堆雪空間の設置を図ります。
- ・高齢者等が冬期間安心して生活を送れるよう、除雪サービスや屋根雪下ろし費用の助成事業、地域援助排雪事業などの雪対策事業の継続に努めます。

5) 地区計画等の設定検討

- ・市街地内の工業地については、地区計画や特別用途地区などの設定を検討し、周辺の良好な住環境の維持を図ります。

③緑のネットワークの形成

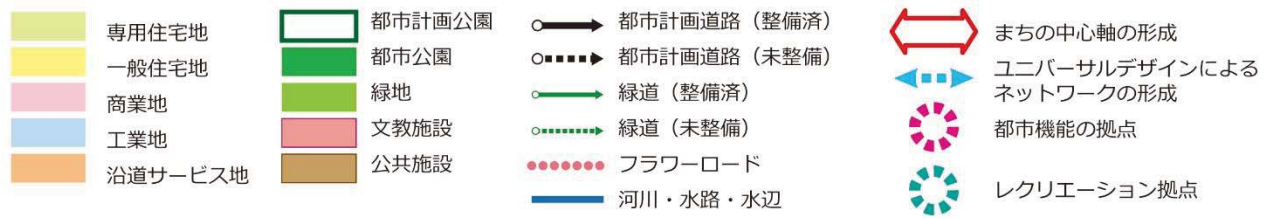
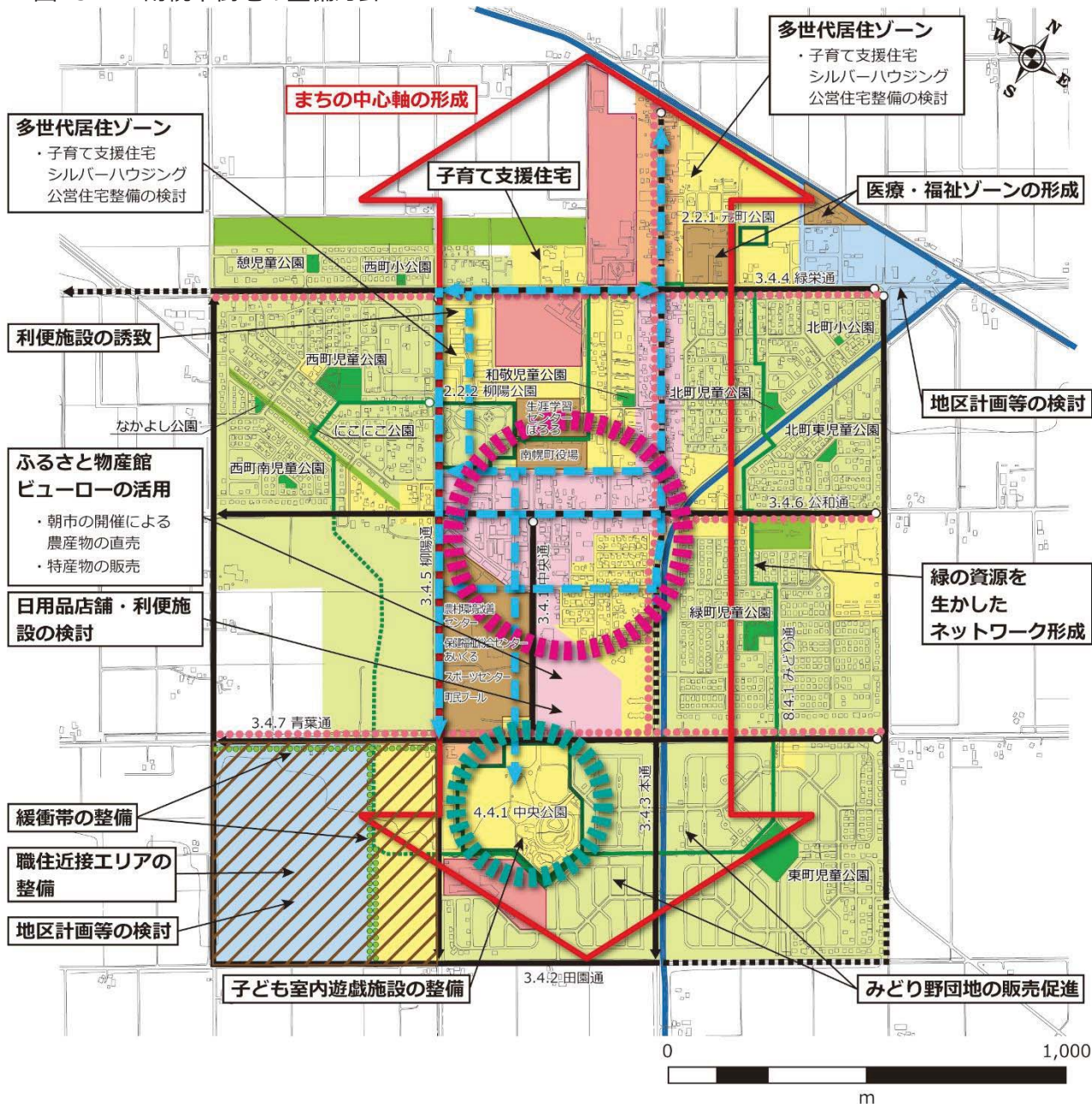
1) 街路樹などの南幌の緑資源を生かしたネットワークの形成

- ・防風林や公園、街路樹の維持、保全と活用を図りながら、みどり通の歩行者専用道路に緑の資源を生かしたネットワークの形成に努めます。
- ・異なる土地利用用途が隣接する場合は、緩衝緑地を配置するなど既存の住宅地等の良質な住環境に配慮します。

2) 町民の手による花とみどりあふれる居住空間づくり

- ・町内会活動などを通じた町民の緑化活動による沿道の花植えと町民の自主的な庭や花壇の緑化によるみどりあふれる居住空間づくりを支援します。

図 3-2 南幌市街地の整備方針



3. 夕張太地区

3-1 夕張太地区の現状と課題

①夕張太地区の現状

【農村環境の中のゆとりある地区】

- ・夕張太地区は、田園地区の中の住宅市街地として、町民同士の交流が活発な地域を形成しています。
- ・地区には「ふれあい館」や「簡易郵便局」などの公共公益施設や、コンビニエンスストアなどが立地しています。

【田園居住区の形成】

- ・夕張太地区では、道営農村活性化住環境整備事業による住宅団地が形成されており、ゆとりある居住環境のもと、札幌圏をはじめさまざまな地方などから移住してきた方が居住しています。
- ・街路灯や街路樹など沿道景観のデザインの統一や、町内会による街路への花植えなど緑あふれる一体感のある田園居住地区を形成しています。

【都市と農村の交流拠点】

- ・施設に隣接したミニパークゴルフやテニスコートを始め、軽スポーツが可能な多目的ホールや図書コーナーなどを備えたコミュニティ施設「ふれあい館」は、地区住民の方々の交流の場となっています。
- ・ふれあい農園は、地区住民や一般の町民に広く利用され、農にふれあう機会を提供しています。

②夕張太地区の課題

【快適な農村居住空間づくり】

- ・少子高齢化が進行していることから、年少人口の減少と老年人口の増加により、夕張太地区のコミュニケーション活動を維持することが難しい状況になってきています。
- ・新たな住宅地として計画中の西地区団地は、昨今の戸建住宅需要の低迷により造成事業を延期していますが、今後事業を進めていくために必要とされる団地ニーズや住宅需要動向の把握等に努めます。
- ・南幌工業団地は今後、道央圏連絡道路を活用した物流の効率化も見込まれることから工業地として機能の維持増進を図る一方で、周辺環境と調和した緑化対策などが必要です。

【農との調和と交流】

- ・田園地区に囲まれた地区という地域特性を生かして、地元農業者との交流機会をつくることにより相互に求められていることを確認し、農業に対する理解を深めることが必要です。

【利便性の向上とネットワークの形成】

- ・夕張太地区の利便性の向上を図るため、南幌市街地や南幌温泉、北広島市などとのネットワークを形成し、相互に補完しあっていくことが必要です。
- ・交通の便やその他の行政サービスなどの更なる向上が求められています。

3-2 夕張太地区の整備テーマ

「農のある快適な暮らしを楽しむ市街地環境の形成」

- ・夕張太地区は、住宅市街地地域という特性を生かして、快適で緑あふれ、ゆとりとうるおいのある居住空間の中で、農業者との交流を楽しめる市街地環境の形成を図ります。

3-3 夕張太地区の整備方針

① 快適な農村居住空間の形成

- ・夕張太西地区団地造成事業については、みどり野団地分譲の状況や社会経済の情勢を見極めた上で整備方針を検討します。
- ・南幌工業団地は、農村景観と調和した緑化対策を図りながら工業地として機能の維持増進を図ります。
- ・北広島方面から南幌への入り口として、町の案内標識の設置に努めます。

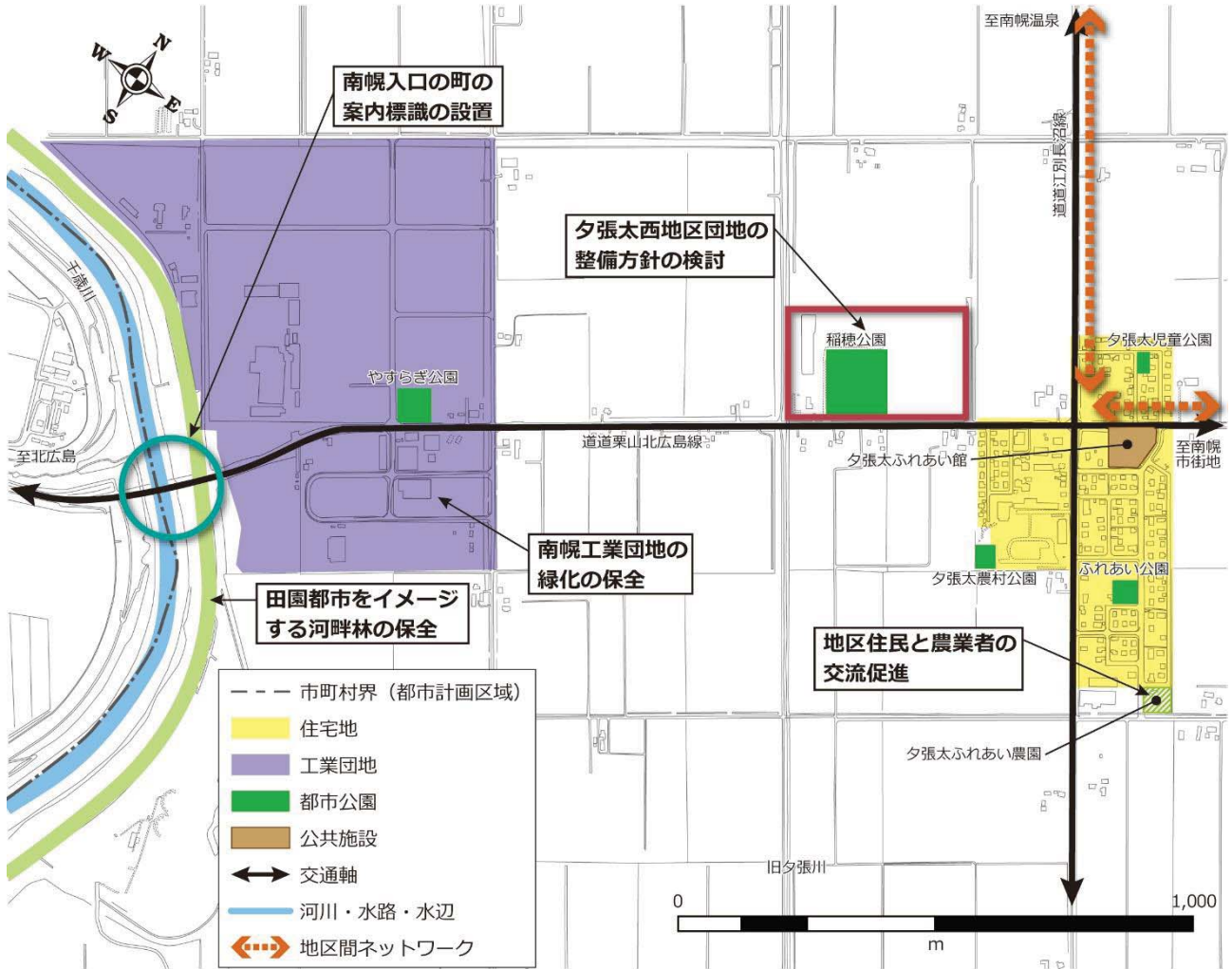
② 農とのふれあい交流空間の形成

- ・農村公園や集落農園などを設置した農村交流ゾーンの形成を図り、「ふれあい農園施設」などを通して地区住民と農業者との交流を促進します。
- ・旧夕張太小学校における民間事業者による農業関連商品の開発、販売、雇用が創設され、更に地域活動施設としての支援を受けています。

③ 周辺地区とのネットワークの形成

- ・夕張太地区と南幌市街地を結ぶ路線バスや、オンデマンド交通の運行により、高齢者や障がい者の方などの自家用車を運転しない方でも、南幌市街地での買い物や病院の受診、南幌温泉の利用などが気軽に利用できるように努めます。

図 3-3 夕張太地区の整備方針



4. 田園地区

4-1 田園地区の現状と課題

① 田園地区の現状

【南幌町を支える田園地区】

- ・本町は全町が都市計画区域となっていますが、その大部分は農地が広がる田園地区となっています。

【農業就業者の高齢化と担い手不足】

- ・担い手の減少や高齢化、小規模農家の離農により農家戸数は減少していますが、農業法人の設立等による大規模化が進んでいることから、地域農業の活力は維持されています。
- ・Uターン等による親元就農を促進し、次代の担い手を確保するための支援を図っています。

【生産者と消費者の交流機会の拡大】

- ・生産者と消費者の交流の場となる朝市や花市の開催及び商工会と連携した地場農産物の産直販売を通じた消費拡大の推進を図ります。

② 田園地区の課題

【田園地区の景観形成】

- ・耕作により、適切な農地の保全が図られることから、農業基盤の整備や農業経営の改善、後継者の育成、新規就農者の受け入れ方策の検討などを図ることが求められます。
- ・田園地区の景観や歴史を支える防風林や並木道、古木などを保全するとともに、フラワーロード活動の支援などが必要です。
- ・本町への玄関口として、町の案内標識の設置について検討を図る必要があります。
- ・道央圏連絡道路における南幌ランプ周辺等については、優良な農地の保全を図る必要があります。無秩序な開発等を抑制する必要があります。

【田園地区と市街地のネットワークの形成】

- ・田園地区は、住宅が散在し、公益施設が少ないことから、各地区と南幌市街地のネットワークの形成を図り、交通などの利便性を向上する必要があります。

【農を生かした交流と情報提供の充実】

- ・農業への理解を深め、市街地に居住する町民とともに地域づくりを進めていくことが必要です。
- ・そのため、農を生かした交流拠点の形成や体験・学習活動を進めていくことが必要です。
- ・町内外を問わず多数の方が訪れる南幌温泉周辺のレクリエーション機能を高めるとともに温泉の利用者が、町内の他の施設などを訪れるようにわかりやすい観光案内板の設置や観光情報の提供及び観光マップの作成を行う必要があります。

4-2 田園地区の整備テーマ

「田園文化を支える景観形成」

- ・本町の雄大な田園風景を支えるために、優良農地の保全、間伐や補植等による防風林の保全とともに、地域住民による親しまれる景観形成を図ります。

4-3 田園地区の整備方針

①緑に囲まれた農村景観の形成

1) 緑の環境の整備

- ・防風林、河畔林、街路樹などの骨格的な緑地帯の保全に努めます。
- ・南幌市街地と南幌温泉を結ぶ歩行者軸として、幌向運河の水辺を生かした散策路の管理に努めます。
- ・緑の環境の整備を図るため、江南橋から南幌温泉沿いにかけての豊かな樹林地を保全します。また、道道栗沢南幌線沿いと道道栗山北広島線沿いなどの沿道緑化に努めます。
- ・本町の入り口にあたる江南橋、清幌橋、広幌橋等のたもとの未利用地を利用して、町内の各施設を分かりやすく表示した案内板などの設置について検討を図ります。
- ・道央圏連絡道路における南幌ランプ周辺等については、今後の土地利用動向を見極めながら、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、秩序ある土地利用を図っていきます。

2) 手づくりの景観形成

- ・田園地区の個性を生かして、花壇の設置や公共用地の緑化、畦道などへの花やハーブの植栽を進め、フラワーロードの形成に努めます。
- ・地区住民による古木の維持・保全の支援に努めます。
- ・渡り鳥が飛来する親水公園や遊水地など田園地区の隠れた景観資源を保全し、憩いの空間として活用を図ります。

②ネットワークの形成による利便性の向上

- ・交通軸の整備による地域間のネットワークの形成、交差点における視認性などの安全性の向上、わかりやすい案内表示の充実など交通環境の改善に努めます。
- ・田園地区の生活面の利便性を高める路線バスなどの運行の現状維持を図るとともに、公共交通の空白地帯の解消を図るためオンデマンド交通を実施し、南幌市街地での買い物や病院の受診、南幌温泉の利用などが気軽に出来るように努めます。また、福祉・医療サービスの充実、ごみ収集体制の向上に努めます。

③農を生かした交流活動の推進

1) 南幌温泉周辺のレクリエーション機能の向上

- ・緑豊かな田園都市づくりの拠点として、温泉周辺一帯を観光型のレクリエーションゾーンと位置づけ、町内外からの南幌温泉の利用者が、水辺環境を生かしたパークゴルフ場やライディングパークなどのレクリエーション施設において楽しむことの出来る空間形成を図り、新たな交流活動を創出します。また、生産者等による農産物や加工品の直売の支援に努めます。

2) 三重湖周辺の交流拠点機能の向上

- ・緑豊かな田園都市づくりの拠点形成として、なんぼろリバーサイド公園や三重湖周辺のレクリエーション施設の整備を検討し、機能を生かした更なる交流拠点の向上を図ります。

3) 農を生かした体験学習の推進

- ・田植え体験などの体験学習活動の促進による南幌の特色を生かした教育の推進を図ります。また、バケツを利用した稲作りなどの農業学習を通じて子どもたちに食育についての普及活動を図ります。

第4章 重点的な取り組み方針

【人口減少時代の新たな地域づくり】

- ・本町の人口を支えるみどり野団地が開発後半世紀近く経過し、人口減少・少子高齢化が顕在化する中で、これまで形成してきた良好な居住環境を維持しながら、町民の交流の促進や生活利便性の維持・向上などにより、持続可能な市街地形成を図ることが重要となっています。
- ・一方で、道央圏連絡道路の開通や、近隣市における大規模スポーツコミュニティ施設の開業が予定される中で、これらを活かした新たな産業や移住の受け皿を適切に整備することが求められています。
- ・以上を踏まえ、以下の3項目を重点的な取り組みとして、今後10年以内の実現を目指します。

1. 子ども室内遊戯施設の整備による地域内・地域間交流の促進

- ・子ども達がいつでも安心してのびのびと遊べる室内の遊び場と、町民が自由に交流ができ、地域内、地域間交流の拠点となる「子ども室内遊戯施設」を中央公園に整備します。

2. 新たな産業創出と職住近接のための土地利用

- ・道央圏連絡道路の南幌ランプの完成を控え、流通業など新たな産業進出圧力が高まっており、既存住宅地等の住環境に配慮した新たな産業創出と雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接エリアを整備します。

①新たな産業創出のための用途地域の変更

- ・道央圏連絡道路の南幌ランプからの交通アクセスの良い南16線西10号の未造成地に、流通業などの工業系用途の建築物を誘導するため、現行の用途地域である第一種低層住居専用地域から準工業地域への変更を検討します。
- ・用途地域の変更においては、地区計画により用途制限を行うとともに、隣接する住宅地との間に緩衝緑地を配置するなど、既存の住宅地等の良質な住環境に配慮します。

②新たな産業創出に伴う雇用者のための居住の確保を目的とする用途地域の変更

- ・新たな産業創出による雇用者のための居住の確保や町外からの通勤者の定住化などを図り、職住近接を実現するため、南16線西10号の未造成地のうち既存住宅地に隣接する北東側について、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域への変更を検討します。
- ・用途地域の変更にあたっては、新たに変更する準工業地域との間に緩衝緑地を設けるとともに、良質な賃貸住宅を誘導するための各種施策を検討します。

3. 既存市街地での生活利便性の向上と住環境の保全

- ・みどり野団地は充実したインフラや良質な住環境を有する「都市計画一団地の住宅施設」として整備されましたが、開発後半世紀近く経過し、良質な住環境を保全し続けるとともに、居住者の高齢化による徒歩生活者の生活利便性の確保を図ります。

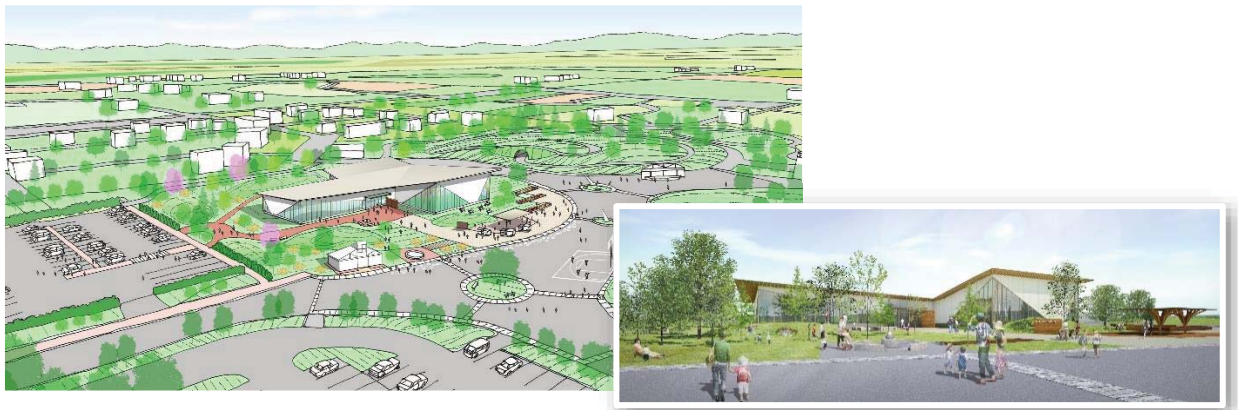
①第一種低層住居専用地域における生活利便施設立地のための建築用途規制の緩和

- ・みどり野団地は良質な住宅地として純化した用途地域が施されており、第一種低層住居専用地域内では、小売店舗や飲食店などの立地が難しくなっている。南幌みどり野団地では高齢化が顕在化しており、それに伴う徒歩生活の生活利便性の維持・向上のために身近な場所にコンビニエンスストアやカフェ等の飲食店の立地が可能になるような建築用途規制の緩和について検討します。

②既存の準工業地域

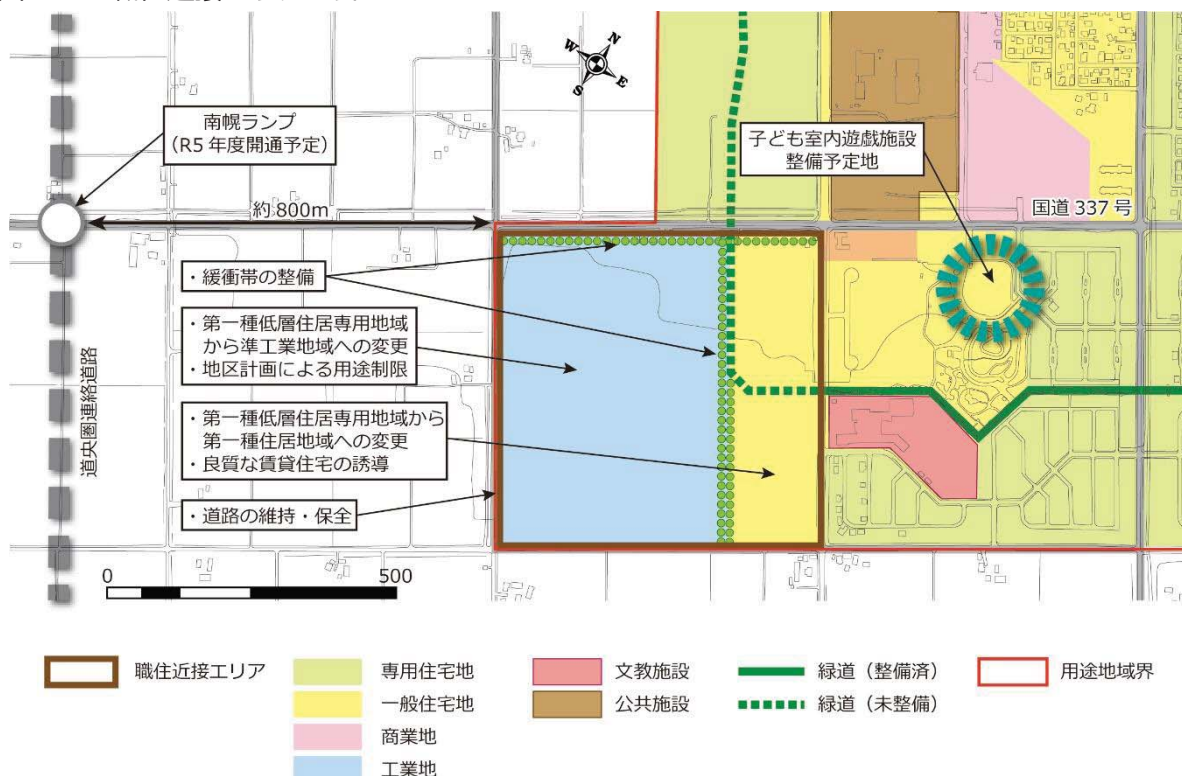
- ・南幌市街地の北東部の準工業地域はみどり野団地の第一種低層住居専用地域に隣接しており、準工業地域の建築用途規制を強化することにより将来的な周辺の住環境を保全します。

図4-1 子ども室内遊戯施設の外構イメージ等



※令和3年12月時点

図4-2 職住近接エリア方針



第5章 まち（都市）づくりの実現のために

1. 町民と行政がともにつくるまち（都市）づくり

1-1 町民協働によるまちづくり

- ・地方分権社会にふさわしいまちづくりを進めるため、町民と行政はまちの将来像を共有しパートナーシップ（協働）によって、ともに協力しながらまちづくりを展開していきます。
- ・必要な情報の適切な公開と説明を進め、まちづくりへの意向を聞き計画に反映させることで、町民と行政の合意形成の仕組みづくりを図ります。
- ・施策や事業の実現に向けて、町民の協力を得ながらまちづくりを進めていきます。

1-2 まち（都市）づくりの推進体制

- ・「都市計画マスタープラン」は、今後の本町のまち（都市）づくりの指針となるものです。
- ・この都市計画マスタープランを実現していくには、町民・事業者と行政の協働体制を充実していくことが重要です。

①町民参加の体制づくり

- ・まちの顔づくりや水と緑のネットワーク形成などの整備・活動方針に沿って、町民・事業者が一体となった体制づくりを目指します。

②行政内部の体制の充実

- ・行政内部においてまちづくりに関する情報を共有する体制をさらに整え、事業の実現に向けた検討や調整に努めます。

③関係機関との調整・協力体制づくり

- ・北海道住宅供給公社によるみどり野団地の販売促進、未造成地については住民との合意形成に基づいた土地利用の見直しに共働し努めます。国（道央圏連絡道路の整備など）などの関係機関との調整・協力体制づくりを進め、円滑な事業の実施を図ります。
- ・札幌圏及び南空知圏などの広域圏に位置するまちとして、周辺自治体との協力体制づくりに努めます。

1-3 都市計画マスタープランの各種施策の推進

- ・用途地域の変更、地区計画等の設定など、都市計画マスタープランにおける個別施策の具現化については、財政事情等を踏まえながらまちづくりを進めていきます。また、社会情勢や地域環境の変化等により、必要に応じて全面的・部分的な見直しを行います。
- ・個別施策の具現化のうち、居住誘導施策及び都市機能誘導施策については、立地適正化計画を策定し、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策を定めます。

2. 計画の進行管理と見直しの方針

2-1 計画的な進行管理

- ・今後まち（都市）づくりに関して実施する施策や事業は、都市計画マスタープランに基づいて、長期的に取り組めます。
- ・このため、都市計画マスタープランに基づく個別施策や事業の進捗状況を管理するとともに、社会経済情勢の変化への対応や人口や土地利用等の動向、事業効果の検証などにより、定期的に都市計画マスタープランの評価、検証を行います。

2-2 見直しの考え方

- ・都市計画マスタープランは、令和4年度から令和23年度までの20年間を計画期間としていますが、進行管理を行う中で、社会経済情勢等の変化に対応していくためには、必要に応じて計画の見直しが必要になります。
- ・都市計画マスタープランの見直しは、次の視点で行います。

①上位計画等の変更に伴う見直し

- ・「南幌町総合計画」や「南幌都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画や関連計画の見直し、また、関連法令の改正等が行われた場合に、必要に応じて見直しを行います。

②定期的な見直し

- ・計画期間の中間年次である概ね10年後に、計画の進捗評価、事業効果検証を行うとともに、内容全体について見直しを行います。

③まち（都市）づくりに連動した個別事項の見直し

- ・社会経済状況や土地利用動向等の変動により、個別事項について計画の見直しが必要となった場合は、まち（都市）づくりの目標や方針に沿った内容のものとし、簡易的な見直しとします。

資料編

資料 1. データで示す南幌町の現状と課題

※◆：現状 ◇：課題

資 1-1 人口

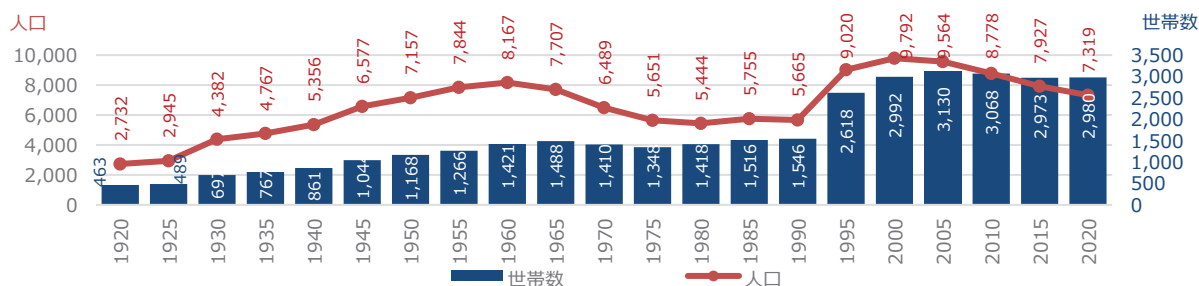
- ◆本町の人口(世帯数)は、7,319 人 (2,980 世帯) となっています(R2 国勢調査)。
- ◆人口の推移では、みどり野団地が開発供給された 1990 年代に急激に人口、世帯数が増加し、その後、人口は 2000 年、世帯数は 2005 年にピークアウトし、以後、それぞれ減少傾向にあります。
- ◆5 歳階級別男女人口 (人口ピラミッド) の推移では、1955 年当時の高齢化率が 4% のピラミッド型から 2045 年(推計値)の高齢化率 63% の逆三角形型と大きく構造変化が起きることが想定されます。
- ◆高齢化率は 2020 年で 35% ですが、2045 年推計値では 63% と大幅に上昇し、周辺市町村に比しても高くなることが想定されます。一方、高齢者数は 2030 年にピークアウトしその後減少すると推計されています。
- ◆生産年齢人口は 2000 年の 6,164 人、生産年齢人口割合は 2010 年の 65% で、以降、減少に転じ 2045 年には 1,226 人(31%)と約 1/5、34 ポイント減少することが想定されます。
- ◇人口・世帯数の減少により、上下水道などのインフラの一人当たりの維持管理費が上昇し、財政の負担が大きくなることから、定住の促進が求められます。
- ◇生産人口が減少することにより、住民税などの収入が減少し、厳しい財政運営となることから、新たな産業の創出と雇用者のための居住の確保が求められます。
- ◇著しい高齢化により、介護保険料や医療費などの負担の増大が財政上の大きな課題になります。
- ◇高齢者数は 2030 年をピークに減少に転じることから高齢者の関連施設のキャパシティに配慮が必要になります。

表 1 人口・世帯数の推移 (単位：人・世帯)

区分	人口	世帯数	世帯人員	5年増減数			
				人口		世帯	
				実数	前回比	実数	前回比
平成 7 年	9,020	2,618	3.45	3,355	1.59	1,072	1.69
平成 12 年	9,792	2,992	3.27	772	1.09	374	1.14
平成 17 年	9,564	3,130	3.06	△ 228	0.98	138	1.05
平成 22 年	8,778	3,068	2.86	△ 786	0.92	△ 62	0.98
平成 27 年	7,927	2,973	2.67	△ 851	0.90	△ 95	0.97
令和 2 年	7,319	2,980	2.46	△ 608	0.92	7	1.00

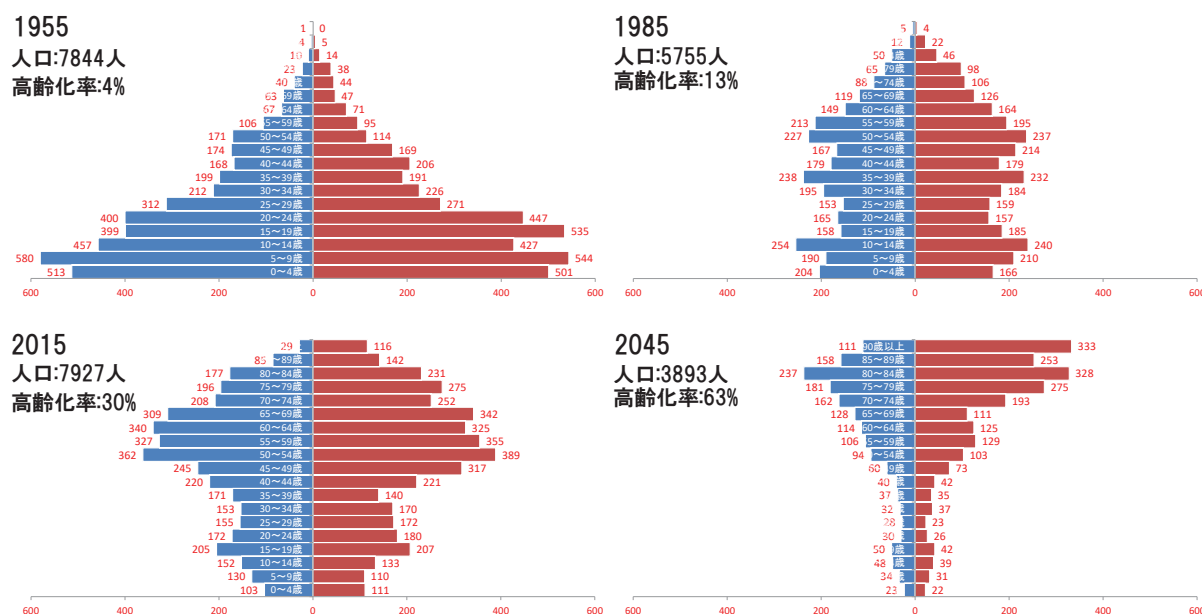
資料：各年国勢調査結果 (総務省統計局)

図 1 人口・世帯の推移



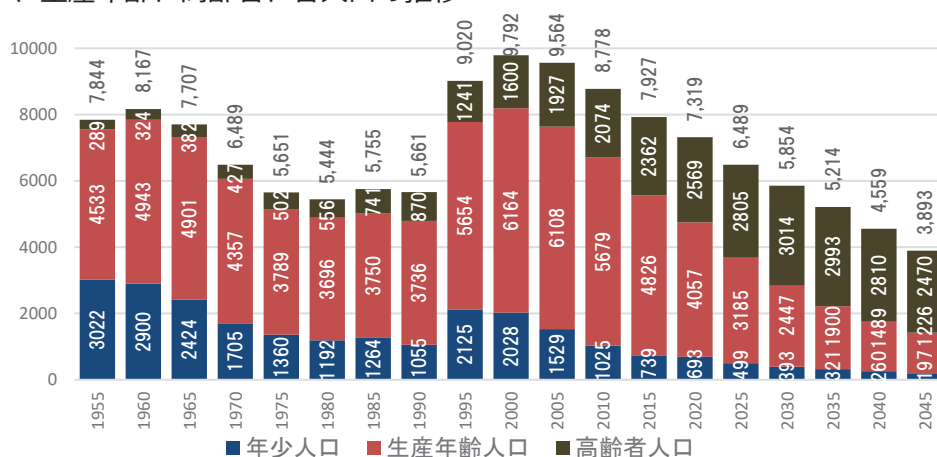
資料：各年国勢調査結果 (総務省統計局)

図2 人口ピラミッド



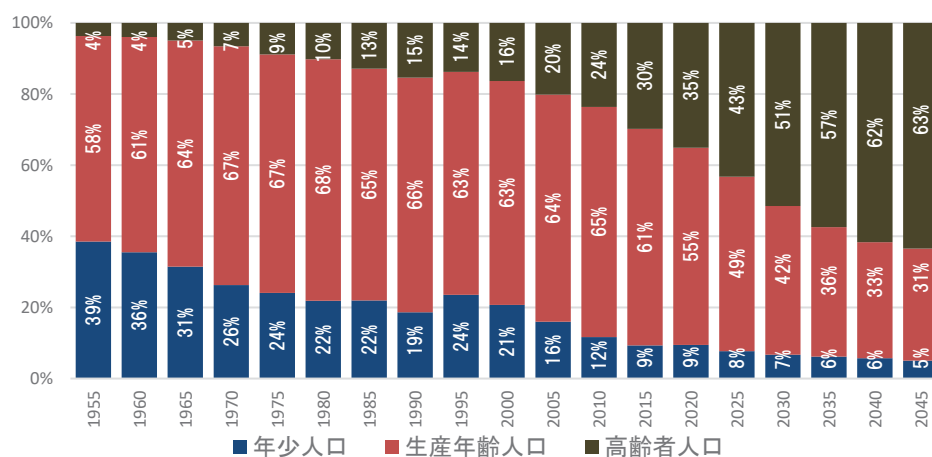
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図3 年少、生産年齢、高齢者、各人口の推移



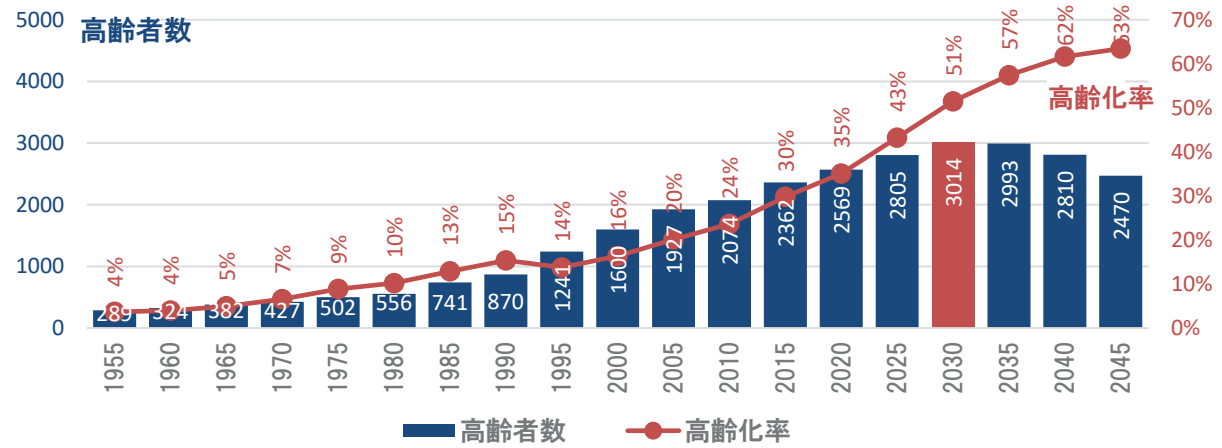
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図4 年少、生産年齢、高齢者、各人口割合の推移



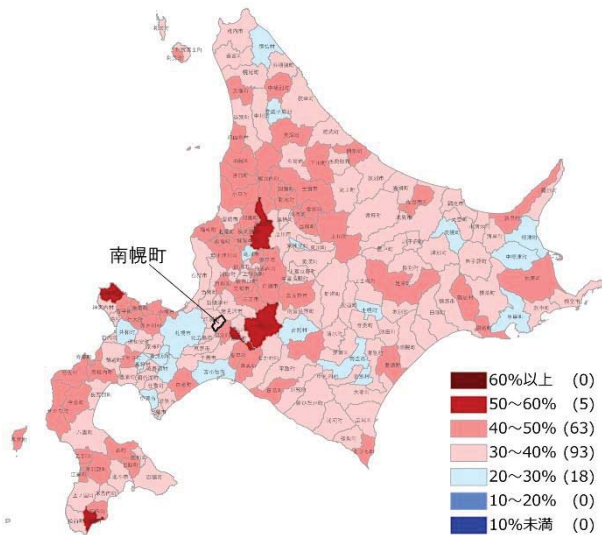
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図5 高齢者数、高齢化率の推移



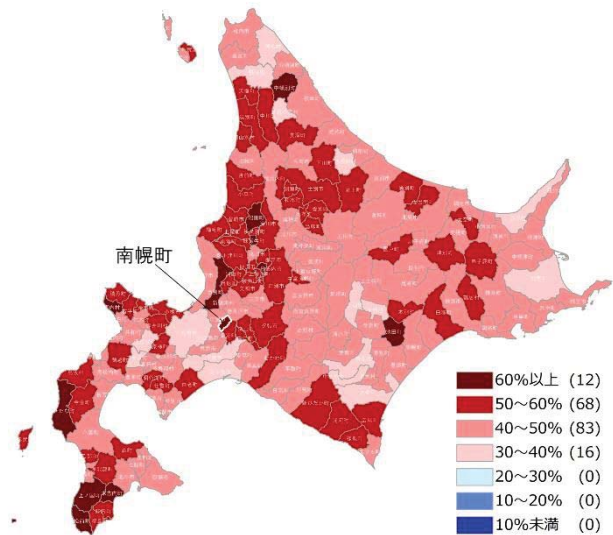
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所推計値

図6 全道の高齢化率 2020年



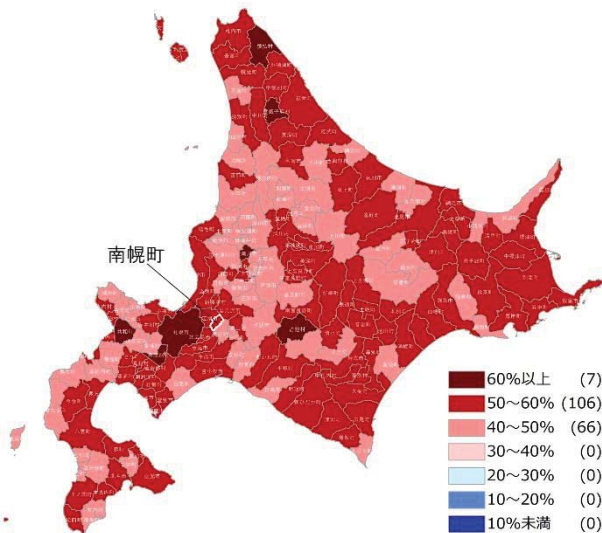
資料：国勢調査 2020年

図7 全道の高齢化率 2045年



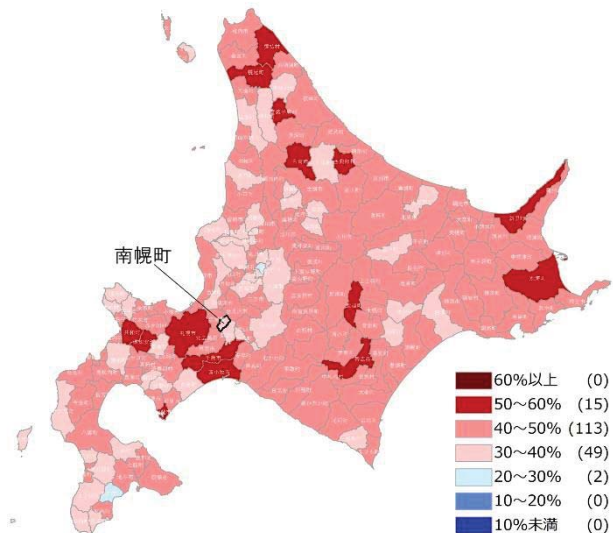
資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値 2045年

図8 全道の生産人口割合 2020年



資料：国勢調査 2020年

図9 全道が生産人口割合 2045年

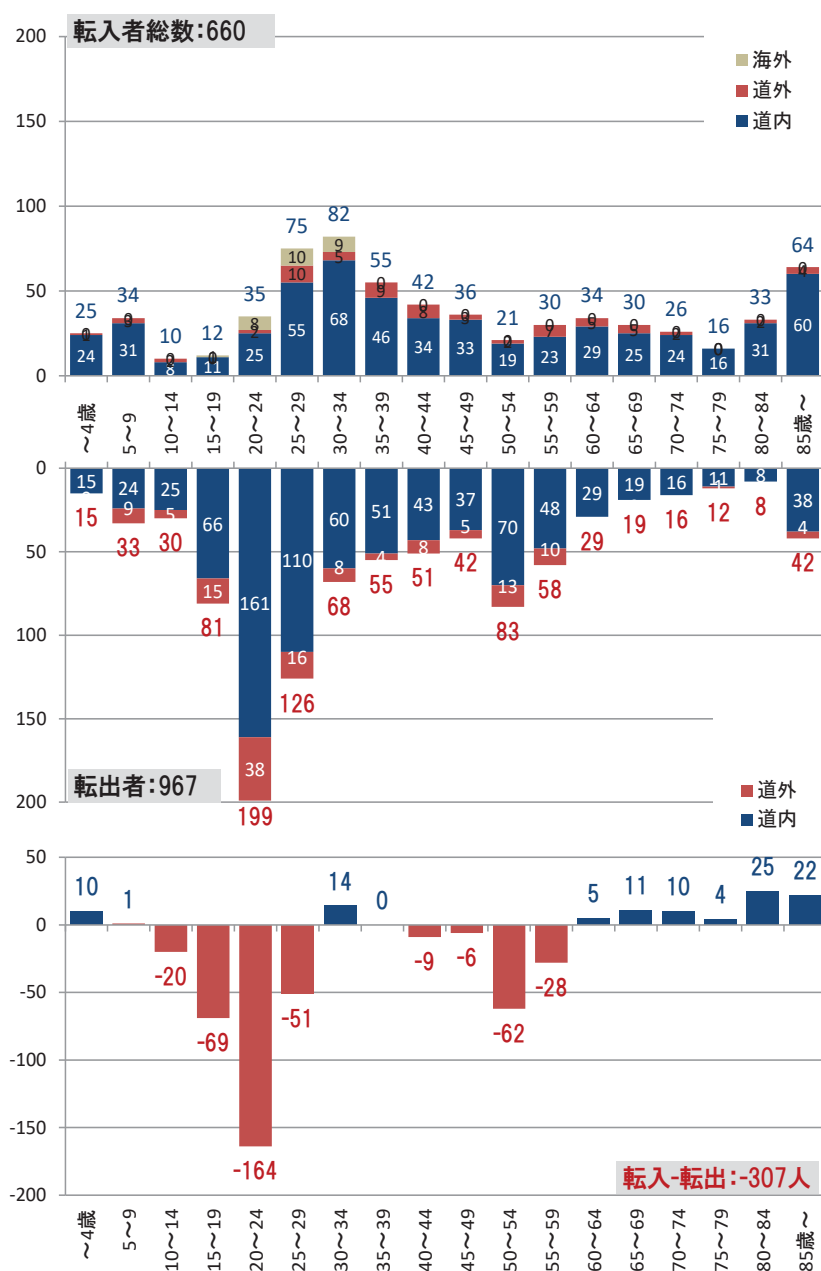


資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値 2045年

資 1 - 2 転入転出状況

- ◆10～20 代の転出が多いことに加え、40～50 代でも転出が転入を上回っています。逆に 60 歳以上では転入が上回っています。
- ◆転入者の転入元市町では、札幌市が 142 人と最も多く、江別市 108 人、岩見沢市 58 人など近隣市町からも多数転入しています。札幌市や周辺市町村からは、特に 20～30 代の転入が多くなっています。
- ◆転出者の転出先市町では、札幌市が 332 人と最も多く、江別市 169 人、岩見沢市 42 人など近隣市町にも多数転出しています。
- ◇町内で定住促進を図るためには 40～50 代での転出を抑制する必要があります。

図 10 「転入者」、「転出者」、「転入者-転出者」2010～2015 年 5 か年



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

表2 5歳階級別の転入元の上位10市町

	総数	～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳～
札幌市	142	4	8	1	2	12	18	20	17	10	8	5	3	11	7	9	4	1	2
江別市	108	4	7	1	1	1	4	15	4	8	5	1	4	6	4	2	4	9	28
岩見沢市	58	0	2	2	0	1	5	8	4	1	2	3	1	3	2	4	2	3	15
北広島市	40	3	3	1	2	1	9	4	3	2	4	0	3	2	0	1	0	1	1
栗山町	23	1	3	0	0	1	5	3	3	0	1	0	0	0	1	1	0	2	2
長沼町	20	0	0	0	0	1	4	2	3	1	0	6	1	0	0	0	1	0	1
苫小牧市	14	4	0	0	0	0	3	1	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0
恵庭市	12	0	1	0	0	0	2	1	1	0	3	0	1	1	1	0	0	0	1
由仁町	12	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3	2
道外	70	1	3	2	0	2	10	5	9	8	3	2	7	5	5	2	0	2	4
国外	28	0	0	0	1	8	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	660	25	34	10	12	35	75	82	55	42	36	21	30	34	30	26	16	33	64

資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）

表3 5歳階級別の転出先の上位10市町

	総数	～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳～
札幌市	332	2	10	8	22	78	42	28	17	16	14	24	14	16	10	4	6	5	16
江別市	169	4	4	4	9	19	19	13	14	12	6	17	15	7	5	6	4	2	9
岩見沢市	42	1	0	3	4	3	8	1	3	0	3	10	0	0	2	2	0	1	1
北広島市	42	0	0	3	5	2	4	2	2	4	5	4	7	0	0	2	0	0	2
長沼町	19	1	2	0	0	1	2	0	2	2	0	1	0	1	2	1	0	0	4
旭川市	15	0	0	0	4	5	1	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
苫小牧市	15	0	0	0	1	2	4	3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
恵庭市	15	0	0	3	1	4	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	14	0	2	0	1	6	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
千歳市	14	0	0	0	2	5	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
道外	136	0	9	5	15	38	16	8	4	8	5	13	10	0	0	0	1	0	4
計	967	15	33	30	81	199	126	68	55	51	42	83	58	29	19	16	12	8	42

資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）

資 1 - 3 通勤状況

- ◆町内の事業所等に町外からの通勤者(南幌町で働いているが南幌町に住んでいない人)は1,066人います。一方、逆に町内の常住者で町外への通勤者は1,880人で、前者との差は814人です。
- ◆周辺市町との通勤状況では、岩見沢市を除き、町内から町外への通勤者数が町外から町内への通勤者数を上回っており、特に札幌市はその差が352人です。
- ◆町外からの通勤者1,066人の常住市町のうち、最も多いのが江別市の334人、次いで札幌市の300人、岩見沢市の164人、北広島市の100人となっています。
- ◇定住促進においては、大都市圏からの移住に加え、札幌市や江別市など周辺市町からの通勤者がターゲットになると考えられます。

図 11 地元従業員の常住場所

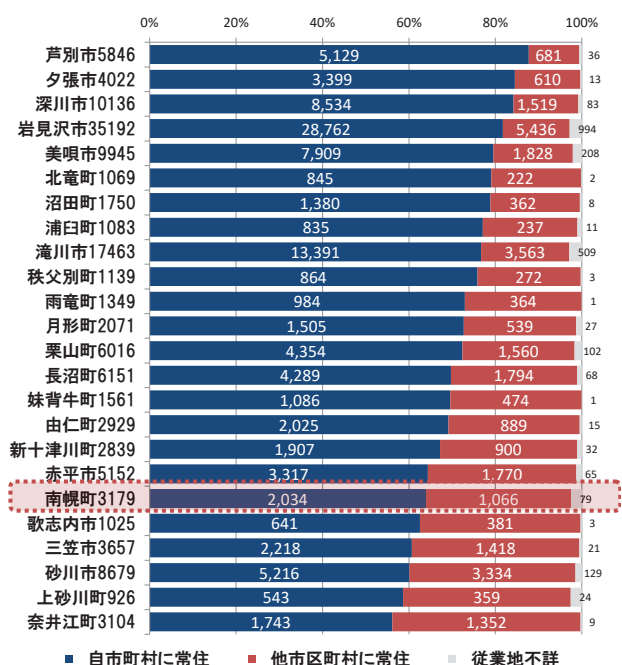
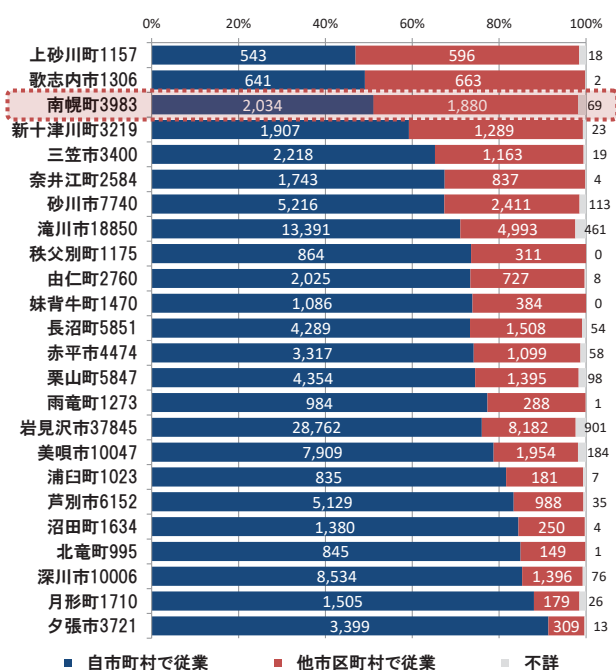
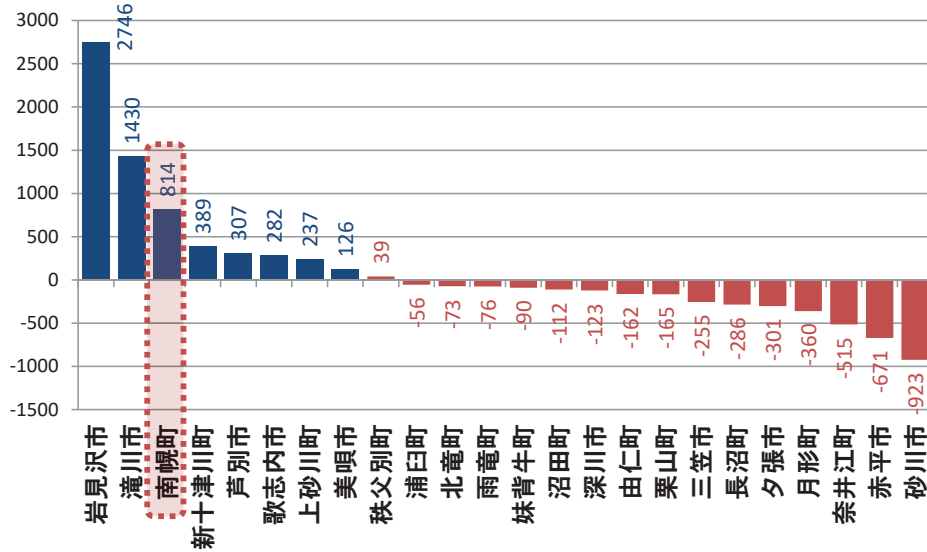


図 12 地元常住者の従業場所



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

図13 地元から他への通勤者数－他から地元への通勤者数



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

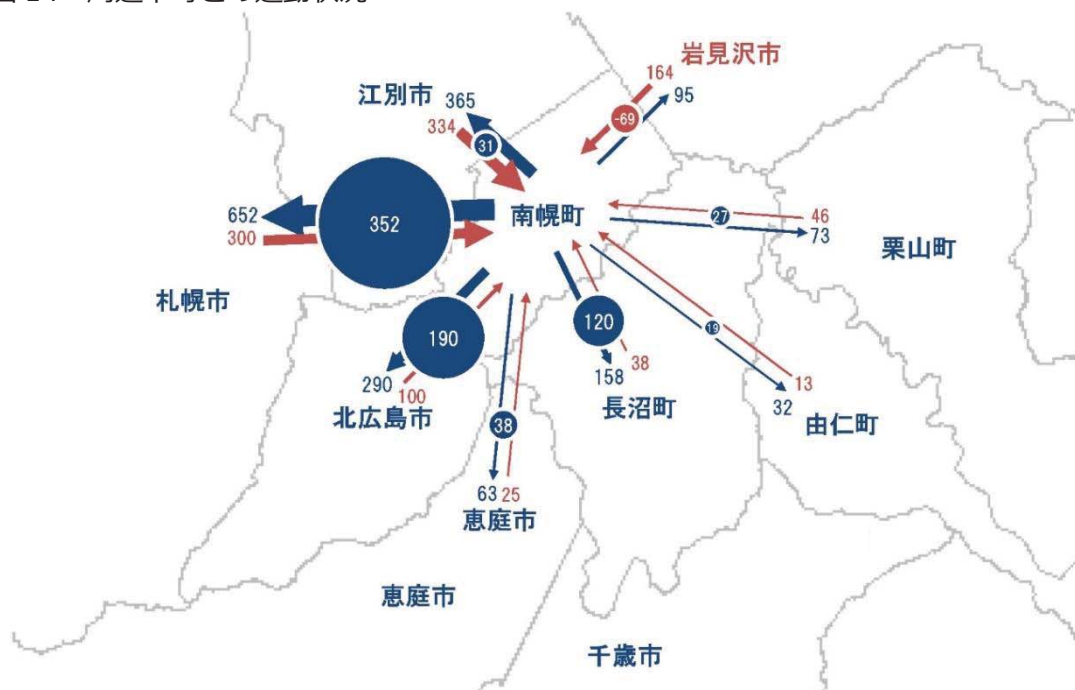
表4 町外からの通勤者の常住場所

常住場所	人数
江別市	334
札幌市	300
岩見沢市	164
北広島市	100
栗山町	46
長沼町	38
恵庭市	25
由仁町	13
千歳市	7
当別町	7

表5 町内からの通勤者の通勤場所

通勤場所	人数
札幌市	652
江別市	365
北広島市	290
長沼町	158
岩見沢市	95
栗山町	73
恵庭市	63
千歳市	46
由仁町	32
石狩市	16

図14 周辺市町との通勤状況

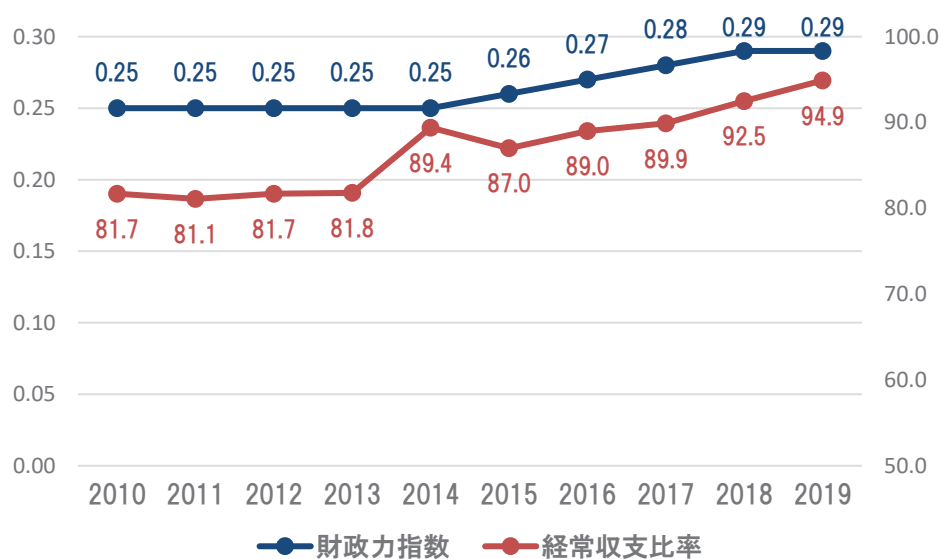


資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

資1-4 財政

- ◆本町の財政力指数の推移では、2010年度の0.25から2019年度0.29と微増しており財政上の余裕が若干増加しています。一方、地方公共団体の財政構造の硬直度を表す指標の経常収支比率は2015年以降上昇し硬直度が増加しています。
- ◇健全化判断比率は早期健全化基準及び財政再生基準に達しないため、財政健全化計画の策定は不要となっていますが、今後も財政の健全化に向け確実な財政運営が求められます。
- ◇財源の伸びが見込めない中で、町民や事業者、行政が協力してまち（都市）づくりを進めることが課題となります。

図15 財政力指数及び経常収支比率の推移（決算額）



資料：総務省地方公共団体の主要財政指標一覧

資1-5 産業

- ◆従業者数は平成17年の4711人に対し、平成27年の3983人と約15%減少しています。
- ◆産業別人口の平成17年と平成27年を比べると、不動産業が増加し、林業、鉱業が同数、それ以外の区分は減少しています。
- ◆産業別人口の構成比の平成17年と平成27年を比べると、製造業、不動産業、サービス業、公務が上昇しています。
- ◆本町の基幹産業である農業の農家数、農家人口は減少傾向にありますが、耕地面積はほぼ横ばいで、一戸当たり経営耕地面積は増加しています。
- ◆本町の農業経営者の平均年齢(2015年)は約55歳で、北海道の約58歳、全国の約66歳に比べ低くなっています。これは法人化等などによる良好な経営状況を背景にしていると考えられます。
- ◇本町の基幹産業である第1次産業においては、農業経営のさらなる健全化により、農家人口の維持が課題となっています。
- ◇第2次産業の振興には、企業の立地を誘導し、雇用を確保することや、操業環境の整備を促進することが課題です。
- ◇第3次産業の活性化を支援するためには、新規店舗の出店や大型店舗の誘致など中心市街地の再活性化を検討することが課題となります。

表6 産業別人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総数	4,711	100	4,385	100	3,983	100
第1次	997	21.2	824	18.8	753	18.9
農業	994	21.1	821	18.7	750	18.8
林業	3	0.1	3	0.1	3	0.1
第2次	939	19.9	785	17.9	728	18.3
鉱業	1	0.0	2	0.0	1	0.0
建設業	529	11.2	379	8.6	326	8.2
製造業	409	8.7	404	9.2	401	10.1
第3次	2,755	58.5	2,663	60.7	2,397	60.2
電気・ガス・水道業	14	0.3	11	0.3	10	0.3
運輸・通信業	416	8.8	370	8.4	308	7.7
卸売・小売・飲食店業	756	16.0	557	12.7	613	15.4
金融・保険業	42	0.9	32	0.7	24	0.6
不動産業	15	0.3	44	1.0	61	1.5
サービス業	1,317	28.0	1,464	33.4	1,195	30.0
公務	195	4.1	185	4.2	186	4.7
分類不能	20	0.4	113	2.6	105	2.6

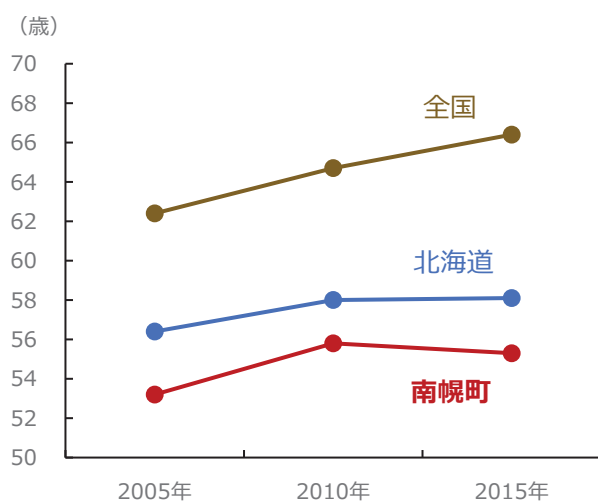
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

表7 農家人口・耕地面積の推移

年度	農家数			農家人口	耕地面積 (ha)				一戸当たり 経営耕地面積 (ha)
	総数	専業	兼業		総数	田	畑	草地	
平成 27 年	177	94	83	797	5,454	5,241	239	1	29.8
平成 28 年	175	93	82	765	5,453	5,213	240	1	30.5
平成 29 年	173	92	81	733	5,453	5,213	240	0	31.0
平成 30 年	173	92	81	732	5,447	5,210	237	0	30.9
平成 31 年	167	89	78	713	5,444	5,208	236	0	32.7
令和 2 年	164	87	77	696	5,442	5,204	238	0	33.3

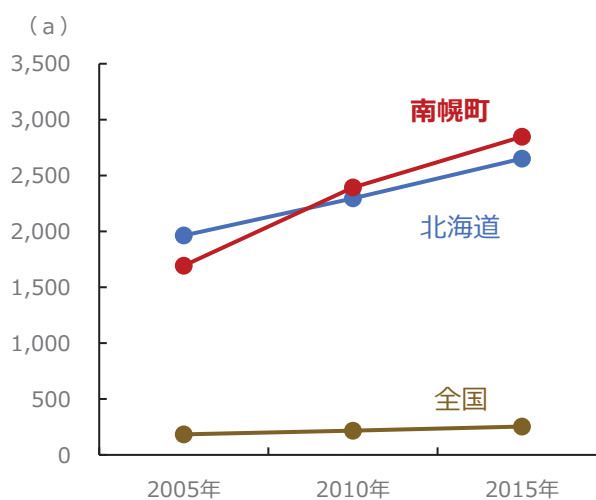
資料：南幌町ホームページ（令和3年11月現在）

図16 農業経営者の平均年齢



資料：RESAS

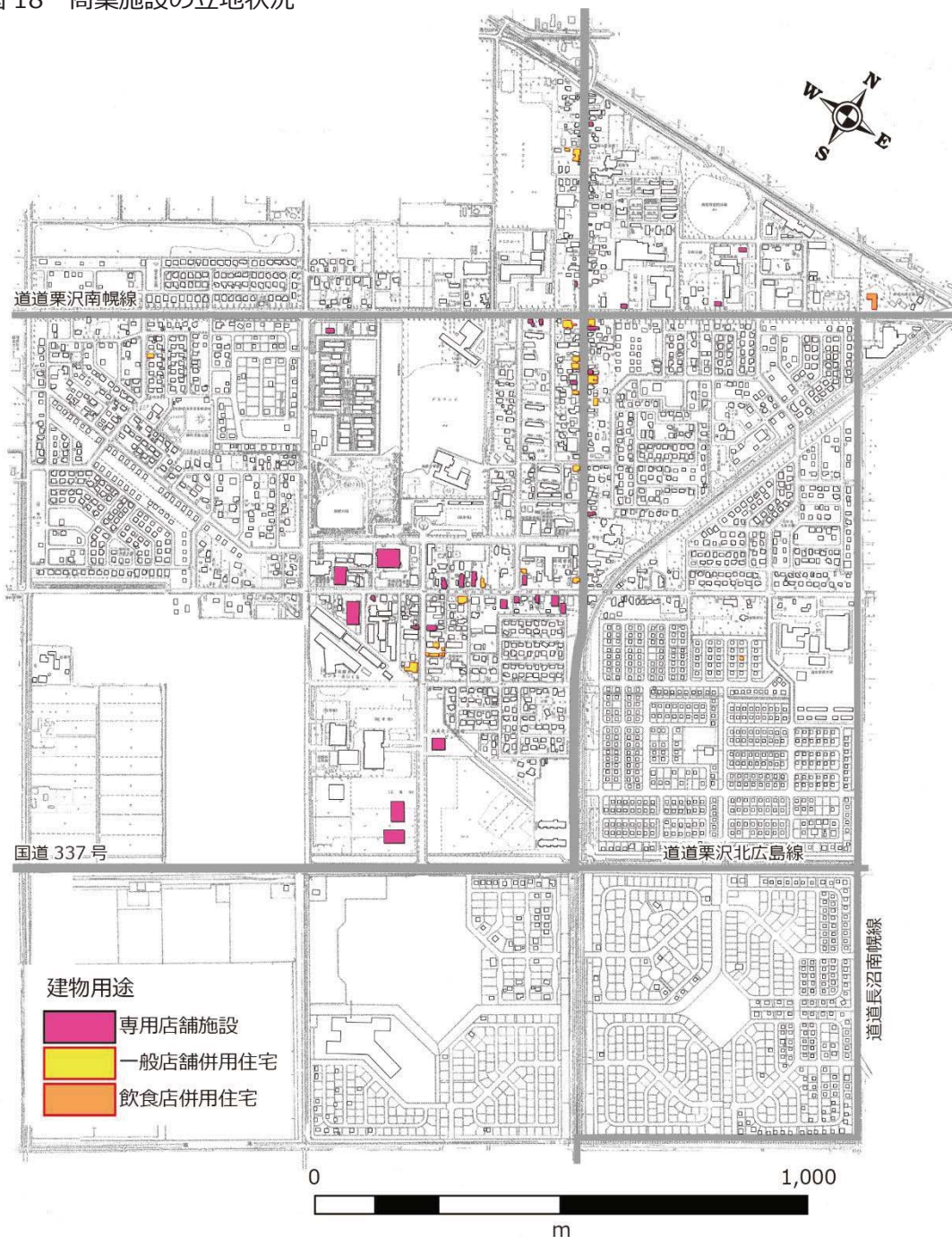
図17 経営耕地面積(経営体当たり)



資1-6 商業

- ◆本町の用途地域内の商業施設は55件で、そのうちAコープなどの専用店舗が31件、一般店舗併用住宅が23件、飲食店併用住宅が1件となっています。
- ◆商業施設の立地では、それらの多くが商業系用途地域(商業地域、近隣商業地域)に立地しており、みどり野団地の大きな面積を占める第一種低層住居専用地域では、一般店舗併用住宅が2件と極めて少ない状況です。
- ◇戸建住宅地である第一種低層住居専用地域内での小売店舗や飲食店併用住宅の立地の誘導によるにぎわいの創出と徒歩生活者等の生活利便性の向上が重要になります。

図18 商業施設の立地状況



資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

表8 用途地域別の商業系施設数

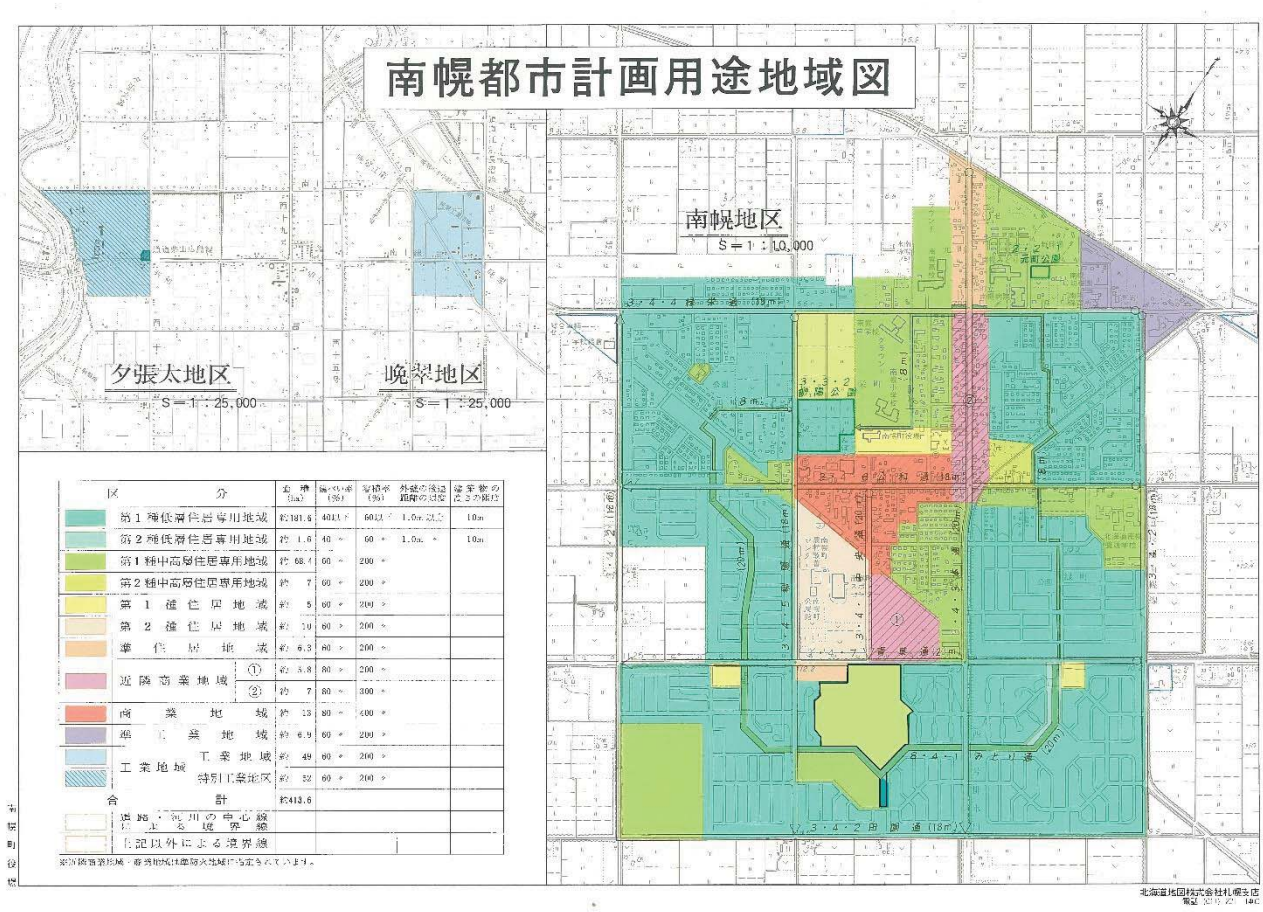
	専用店舗	一般店舗併用住宅	飲食店併用住宅
第1種低層住居専用地域	0	2	0
第1種中高層住居専用地域	5	0	0
第2種中高層住居専用地域	2	0	0
第2種住居地域	2	0	0
準住居地域	3	2	0
近隣商業地域	6	9	0
商業地域	13	10	0
準工業地域	0	0	1
計	31	23	1

資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

資1-7 土地利用

- ◆本町は、昭和49年の町の全域が都市計画決定を受け、農業を基幹産業としながら商業や工業、都市近郊型住宅など都市的な土地利用が進められてきました。現在は、市街地を中心に公共施設が集積し、幹線道路沿道の商店街と周辺の住宅団地によって市街地が形成されています。
- ◆市街地内に一部準工業地域がある他は、工業地域に晩翠工業団地と特別工業地区として南幌工業団地が農業地域の中に位置しています。
- ◆道央圏連絡道路の南幌ランプの開通や隣接市の大規模スポーツレクリエーション施設の建設が予定されており、両工業団地共にほぼ完売し、さらに多くの企業の進出圧力が高まっています。
- ◇みどり野団地の宅地のうち570区画以上が未分譲でこれらの販売促進を行う必要があります。
- ◇町内で流通業などの工業用地はほぼない状況で、みどり野団地の未造成団地を住環境に十分配慮した上で工業系用途に活用することを検討することが求められます。
- ◇生産年齢人口の減少に歯止めをかけるためには、民間賃貸住宅などの立地を誘導する土地利用規制を検討し、職住近接を実現する必要があります。

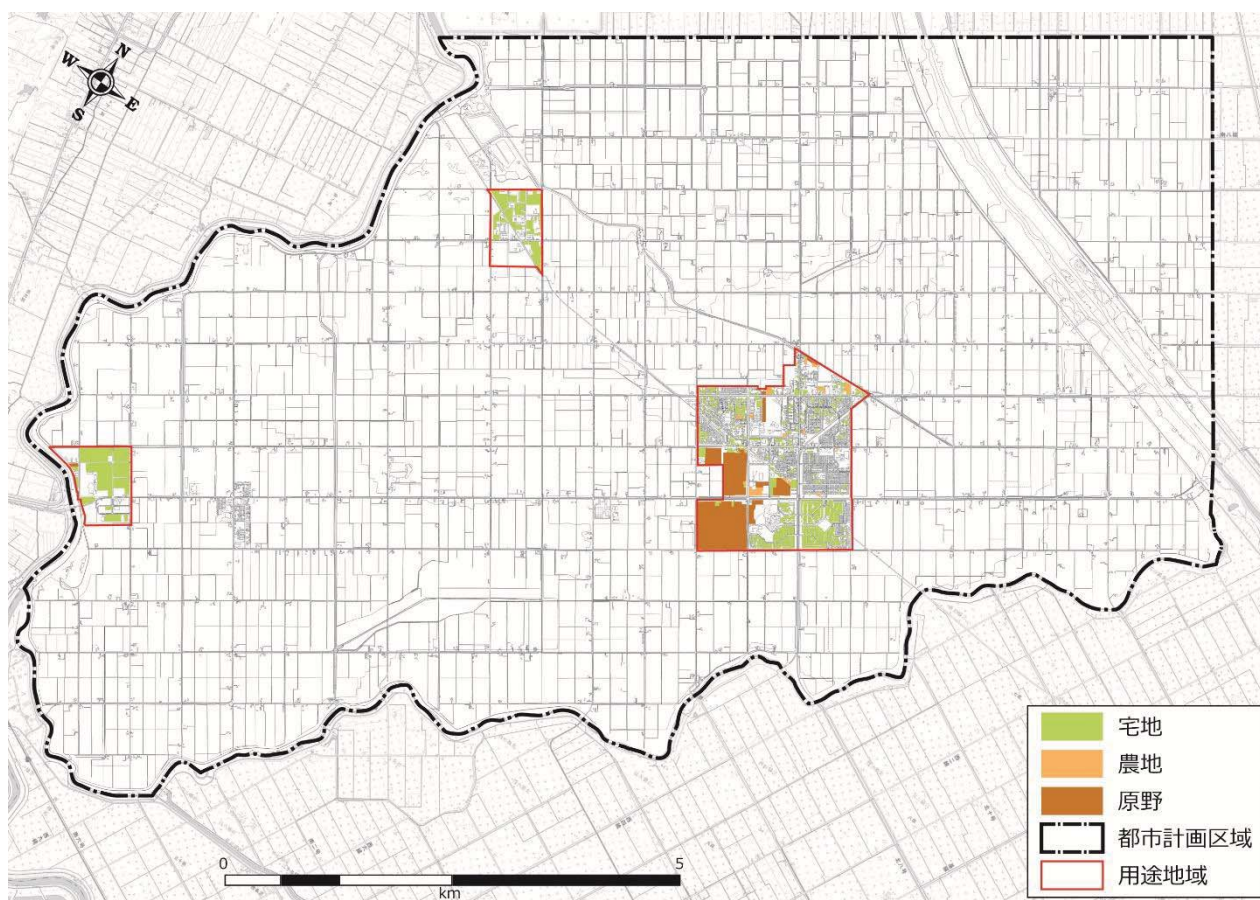
図19 都市計画用途地域図



資 1 - 8 低未利用地の状況

- ◆町内の用途地域内の未利用地は、晩翠工業団地は既に無く、南幌工業団地もほぼ完売状況にあります。一方、南幌市街地のみどり野団地には、広大な未造成の原野があります。
- ◆みどり野団地の宅地については、きた住まいるヴィレッジや関連施策などにより令和2年度から好調な販売となっています。
- ◇みどり野団地には大規模な未造成地が長期間にわたり低未利用状態が続いており、社会状況の変化や町の各種計画に基づき、工業系用途に変更するなど、新たな活用を検討する必要があります。

図 20 低未利用地の状況



資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

表 9 低未利用地の状況

	(単位：㎡)			
	宅地	農地	原野	合計
南幌市街地	379,521	45,803	494,903	920,227
晩翠工業団地	203,479	0	0	203,479
南幌工業団地	259,896	0	3,333	263,229
合計	842,896	45,803	498,236	1,386,935

資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

資1-9 交通

◆本町は、公共交通機関がバスしかないことから、日常生活において自動車を利用する割合が高くなっています。また、自動車を利用しない人にとっては、バス路線が利便施設を中心に集積しています。

◇今後の高齢化の進行により増加することが想定される徒歩生活者が自宅から利便施設まで徒歩で安心して通ることのできる歩道などの整備が必要です。

◇今後の高齢化社会に向けて、公共交通の空白地帯の解消を図るため新たな生活交通システムとして、オンデマンド交通の運行を開始しています。

表10 令和2年度町内路線バス等運行状況

R2年度	JRバス 南幌線	夕鉄バス 夕張～新札幌線	中央バス（高速バス）※3 夕張・栗山～札幌駅	町内巡回バス ※4
乗降者数※1	37,390人	258,000人	25,237人	1,786人
上り便数 ※2 (ビューロー) ※2	平日 10便 土日 9便	平日 18便 土日 13便	9便	火・木 各3便
下り便数 (ビューロー)	平日 10便 土日 9便	平日 20便 土日 12便	9便	

※1：乗降者数…JRバス、中央バスについては町内乗降者数、夕鉄バスは路線全体の乗降者数を年度計上したものです。

※2：便数については、ビューローを基準に計上している。

※3：高速バスについては、高速くりやま号と高速夕張号の乗降者数を合算した人数とする。

※4：巡回バスについては、「鶴城～夕張太方面線」と「三重～川向方面線」を合わせて1便にて計上している。

図21 バス路線図（全町）

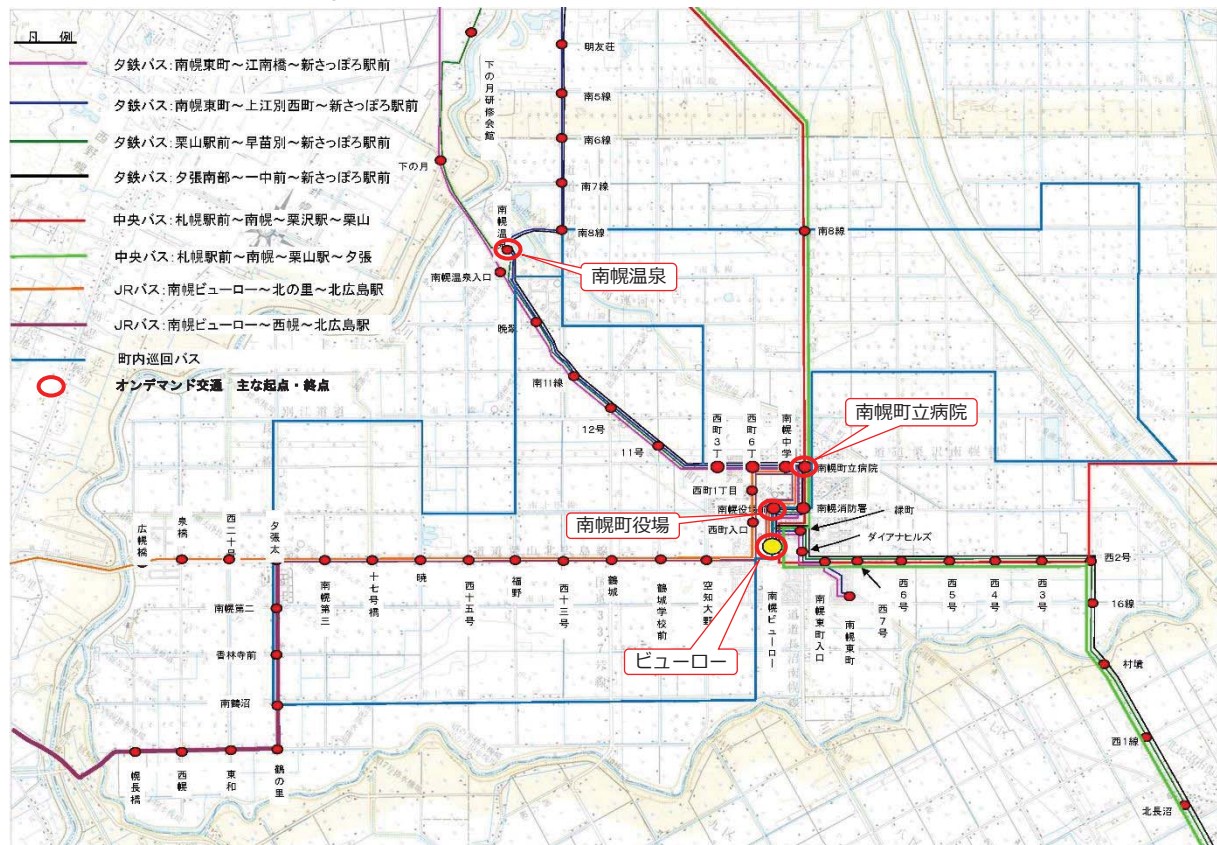
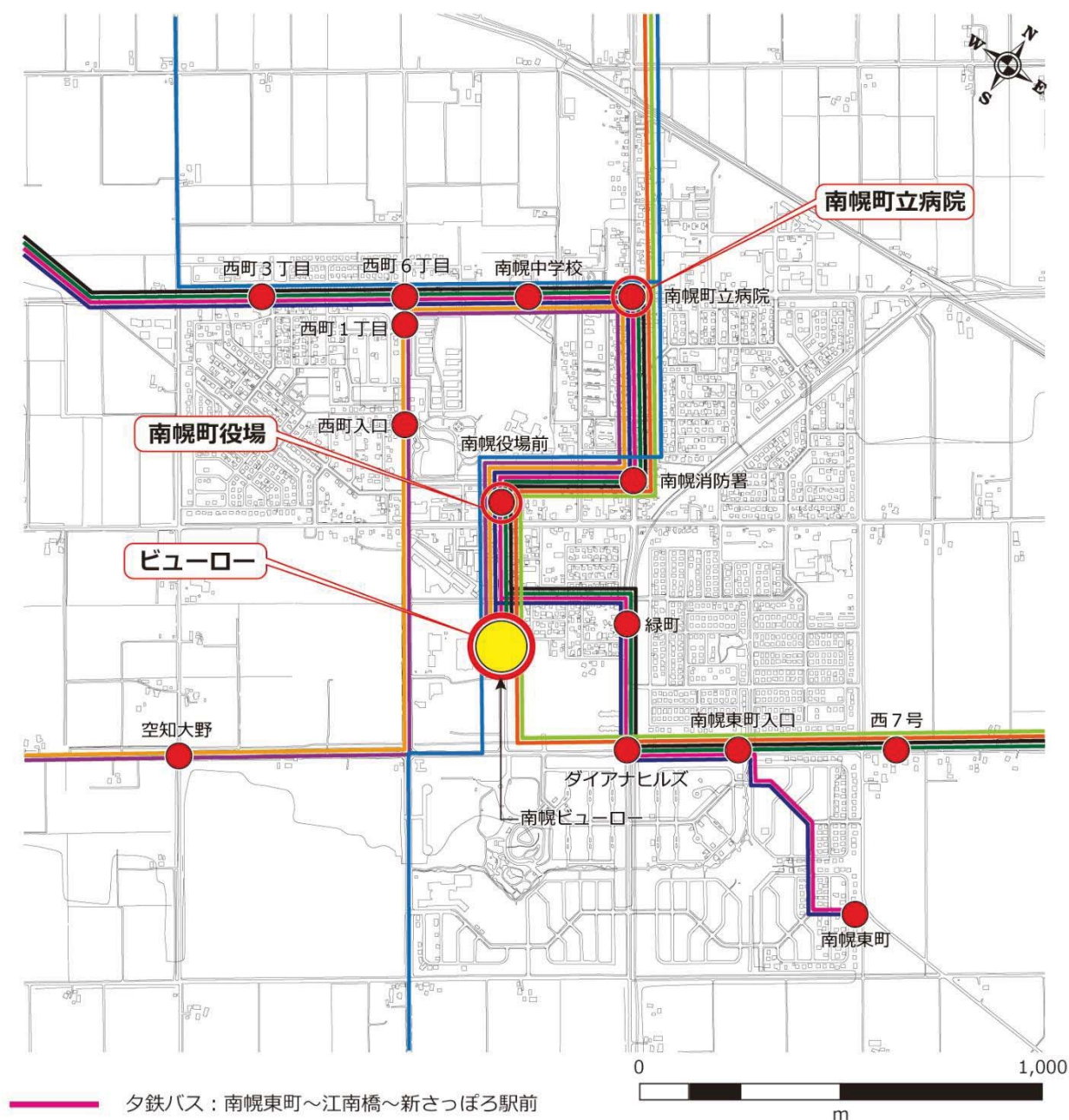


図 22 バス路線図（南幌市街地）



- 夕鉄バス：南幌東町～江南橋～新さっぽろ駅前
- 夕鉄バス：南幌東町～上江別西町～新さっぽろ駅前
- 夕鉄バス：栗山駅前～早苗別～新さっぽろ駅前
- 夕鉄バス：夕張南部～中前～新さっぽろ駅前
- 中央バス：札幌駅前～南幌～栗山駅～栗山
- 中央バス：札幌駅前～南幌～栗山駅～夕張
- J Rバス：南幌ビューロー～北の里～北広島駅
- J Rバス：南幌ビューロー～西幌～北広島駅
- 町内巡回バス
- オンデマンド交通 主な起点・終点

資料：南幌町調べ（令和2年度現在）

※町内巡回バスは令和3年9月で終了

オンデマンド交通について

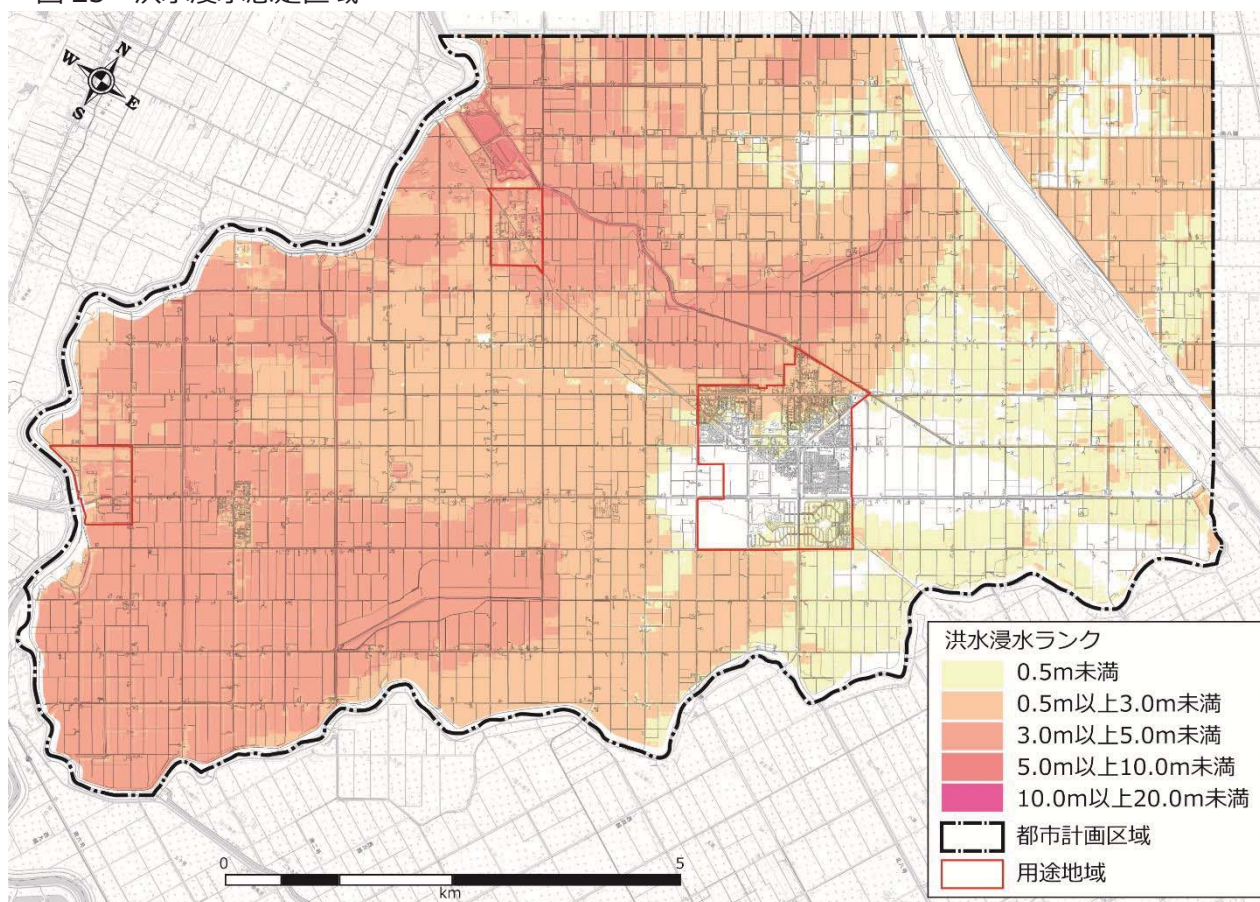
令和3年10月1日よりオンデマンド交通「あいるーと」の運行が開始

- ・利用方法：コールセンターまたはインターネットによる事前予約が必要
- ・運行時間：平日8時～17時
- ・運行範囲：町内全域乗降可

資1-10 防災

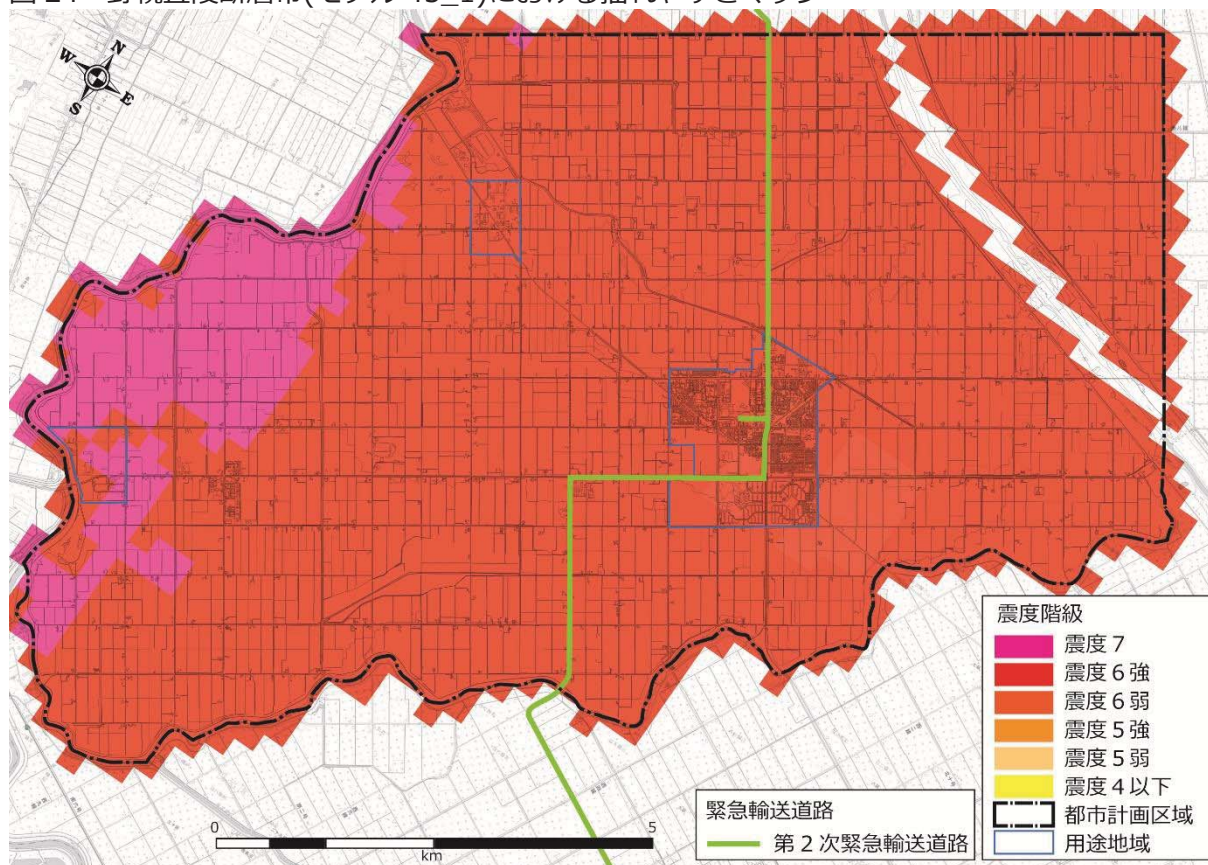
- ◆用途地域内に洪水浸水ランク 0.5m 以上 3m 未満のエリアが存在しています。
- ◆地震の被害想定では、野幌丘陵断層帯の地震において、市街地周辺が震度 6 強になると想定されています。
- ◇地震などの災害に対応するため、避難場所となる公共施設等の耐震性を確保する必要があります。
- ◇また、誰もが安全に避難できる避難路の確保・整備に努め、災害時における上下水道や電気などのライフラインの確保が重要になります。

図 23 洪水浸水想定区域



※土砂災害警戒区域等は指定無し

図 24 野幌丘陵断層帯(モデル 45_1)における揺れやすさマップ

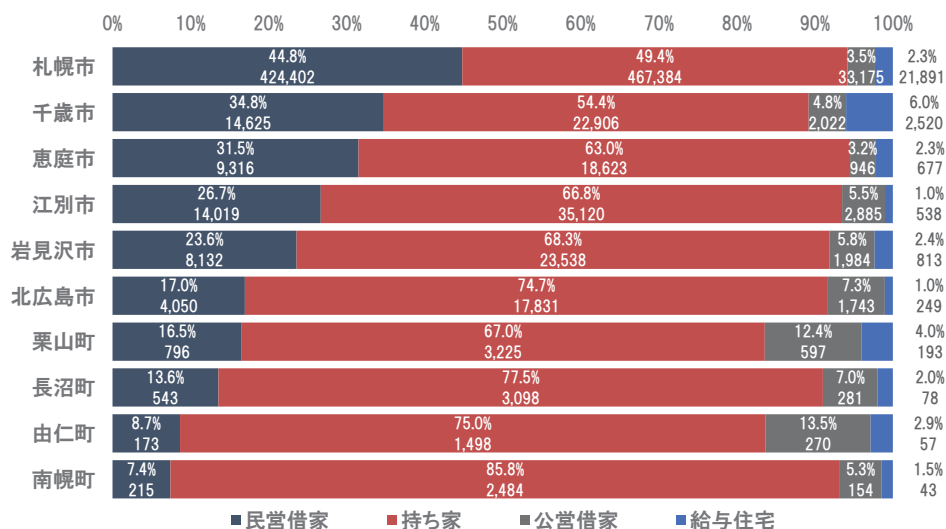


資料：平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月北海道）における 250mメッシュ震度データ

資1-11 住宅

- ◆本町のみどり野団地は、一団地の住宅施設として充実したインフラと良質な住環境を有する住宅地を形成しています。
- ◆本町では、持家（ほぼ戸建住宅と考えられる）の割合が86%と周辺市町の中で最も大きく、みどり野団地の一低専の用途地域の面積割合が大きいことが要因として挙げられます。
- ◆本町では、民営借家の割合が7.4%と周辺市町の中で最も小さく、みどり野団地の一低専には賃貸住宅が建てにくいことが要因として考えられます。
- ◆本町では、公営住宅の割合が5.3%と周辺市町の中で恵庭市、札幌市、千歳市に次いで小さくなっています。
- ◆本町では、社宅などの給与住宅の割合が1.5%と周辺市町の中で江別市、北広島市に次いで小さく、みどり野団地の一低専には共同住宅が建てにくいことが要因として考えられます。
- ◆江別市と本町の住宅種類の違いを見ると、江別市の民営借家(26.7%)と給与住宅(1.0%)の割合の計は27.7%に対し、本町の民営借家(7.4%)と給与住宅(1.5%)の割合の計は8.9%と18.8ポイント小さくなっています。若い世代の就労層に必要な民間の賃貸住宅が少ないことが、本町での周辺からの通勤者が多い要因として考えられます。
- ◆南幌市街地において、唯一のスーパーマーケット(A コープ)から半径1km以内の住宅棟数割合は89%ですが、高齢者の徒歩圏である500m以内では22%となっています。
- ◆南幌市街地内の新耐震基準施行1981年以前の建物が住宅全体では12%ですが、併用住宅では28%となっています。
- ◇みどり野団地の良質な住環境を将来的に保全していくことが重要です。
- ◇定住促進のためには、戸建住宅の他にも、新たな雇用者のための居住の受け皿としての賃貸住宅や高齢者用集合住宅など多様な住宅供給を誘導する必要があります。
- ◇高齢化による徒歩生活者の増加に対応して、戸建住宅地内にコンビニエンスストアやカフェ等の飲食店舗併用住宅の立地の誘導を検討する必要があります。
- ◇地震災害に備え、住宅の更なる耐震化が求められます。

図25 南幌町及び周辺市町の住宅所有関係別世帯数



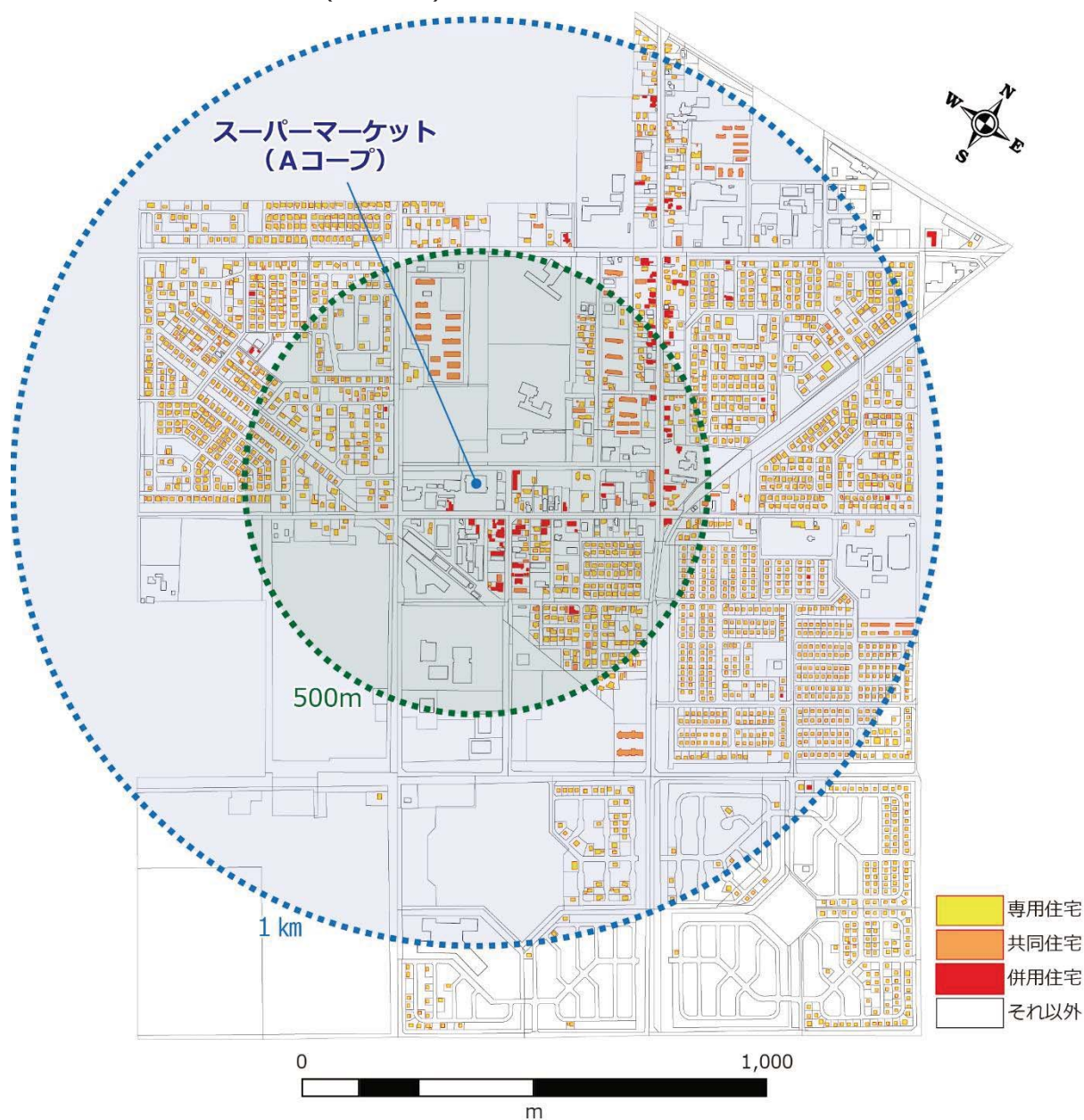
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

表 11 スーパーマーケット(Aコープ)から半径 1km、500m 圏内の住宅棟数割合

	南幌市街地	A コープ半径 1km		A コープ半径 500m	
	棟数	棟数	割合	棟数	割合
専用住宅	2063	1830	89%	410	20%
共同住宅	68	68	100%	39	57%
併用住宅	78	77	99%	47	60%
全住宅	2209	1975	89%	496	22%

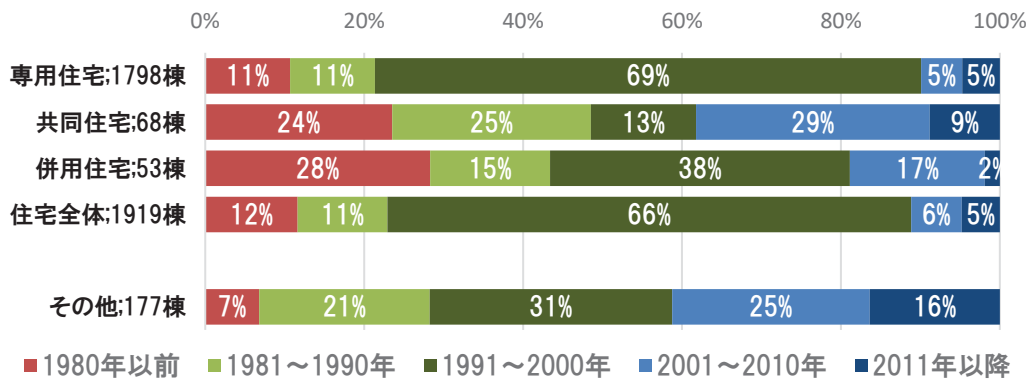
資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

図 26 スーパーマーケット(Aコープ)から半径 1km、500m 圏内の住宅状況



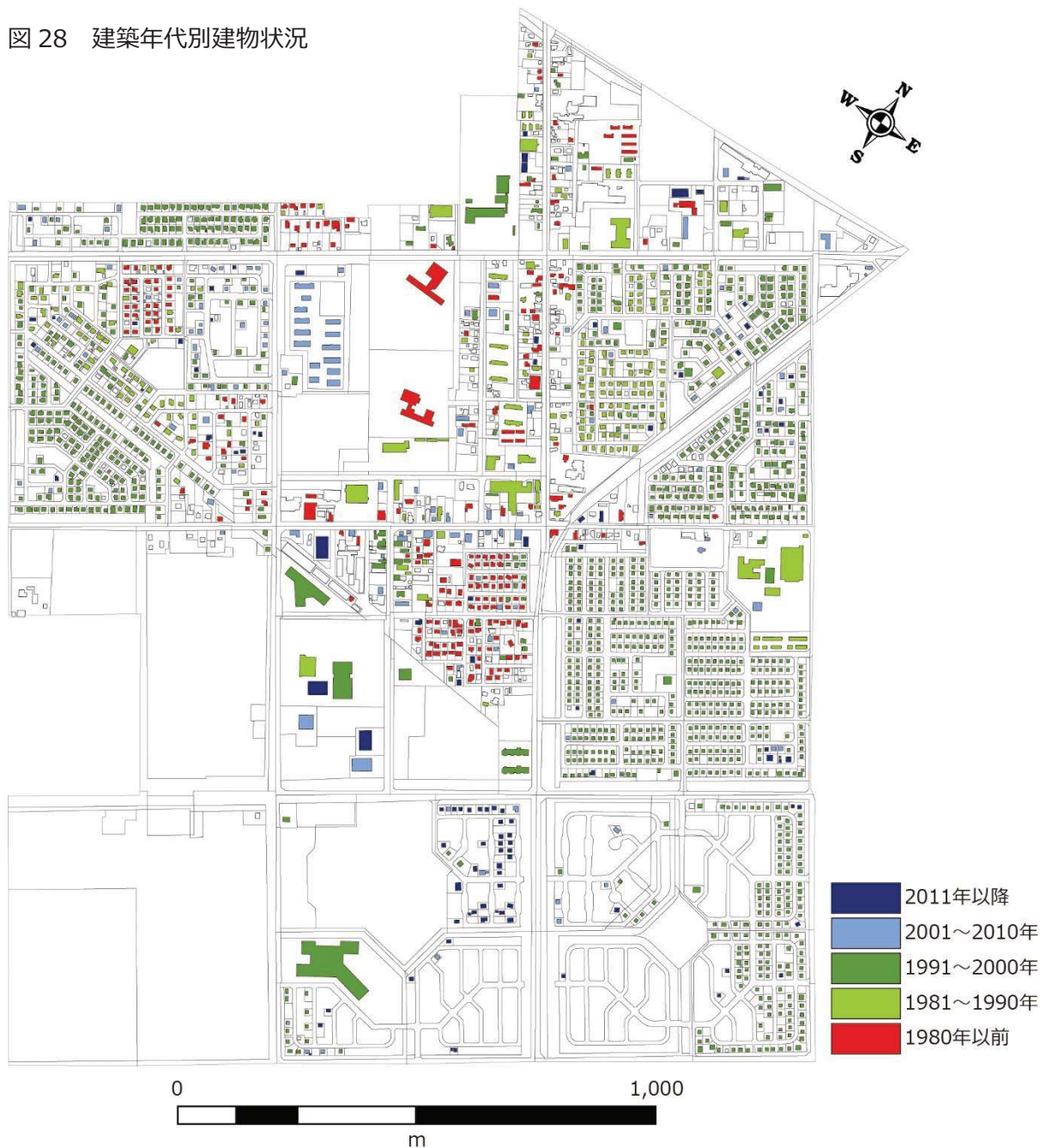
資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

図 27 建物用途別の建築年代別状況



資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

図 28 建築年代別建物状況

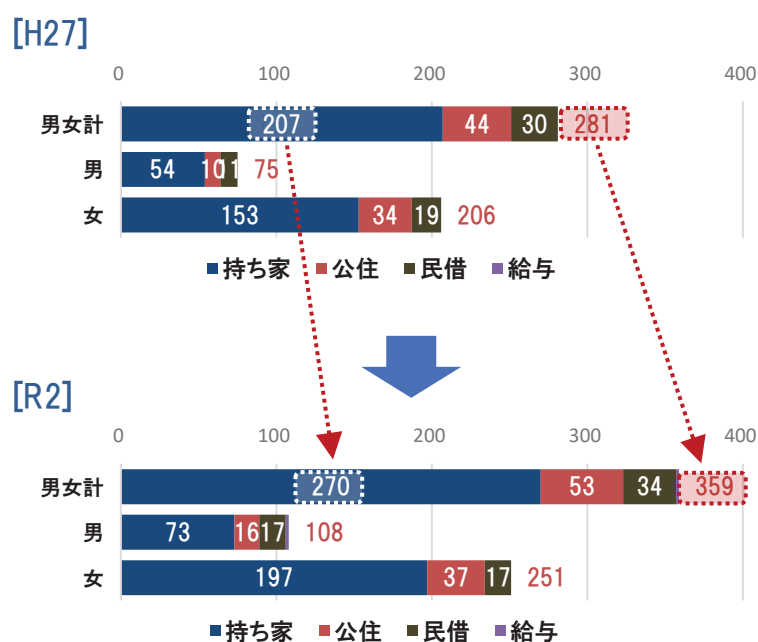


資料：令和元年度南幌町都市計画基礎調査

資 1 - 1 2 空き家状況

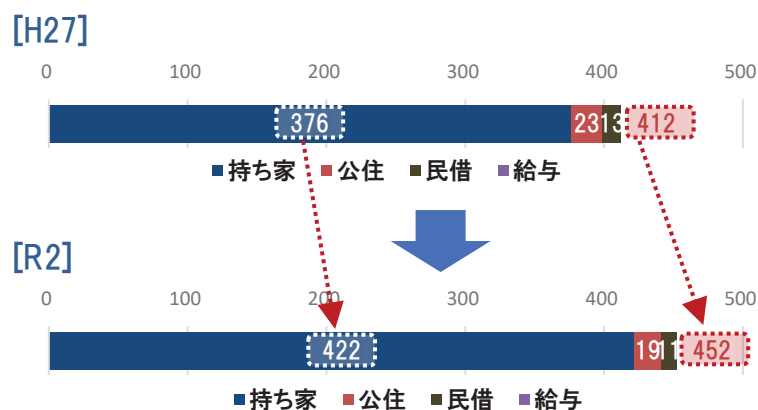
- ◆本町は今後高齢化の急激な進行により、戸建住宅の空き家が大量に発生することが想定されます。
- ◆今後、空き家になる可能性が大きい戸建住宅の高齢単身世帯は、H27の207世帯からR2の270世帯と30%増加しています。
- ◆近い将来、空き家になる可能性が大きい戸建住宅の高齢夫婦のみ世帯（夫婦とも65歳以上）は、H27の376世帯からR2の422世帯と12%増加しています。
- ◇新たな転入者による定住人口促進のため、今後大量に発生する空き家を中古住宅市場に流通させる施策などの検討が必要です。

図 29 高齢単身世帯の住宅所有



資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 30 高齢夫婦のみ世帯（夫婦とも 65 歳以上）の住宅所有

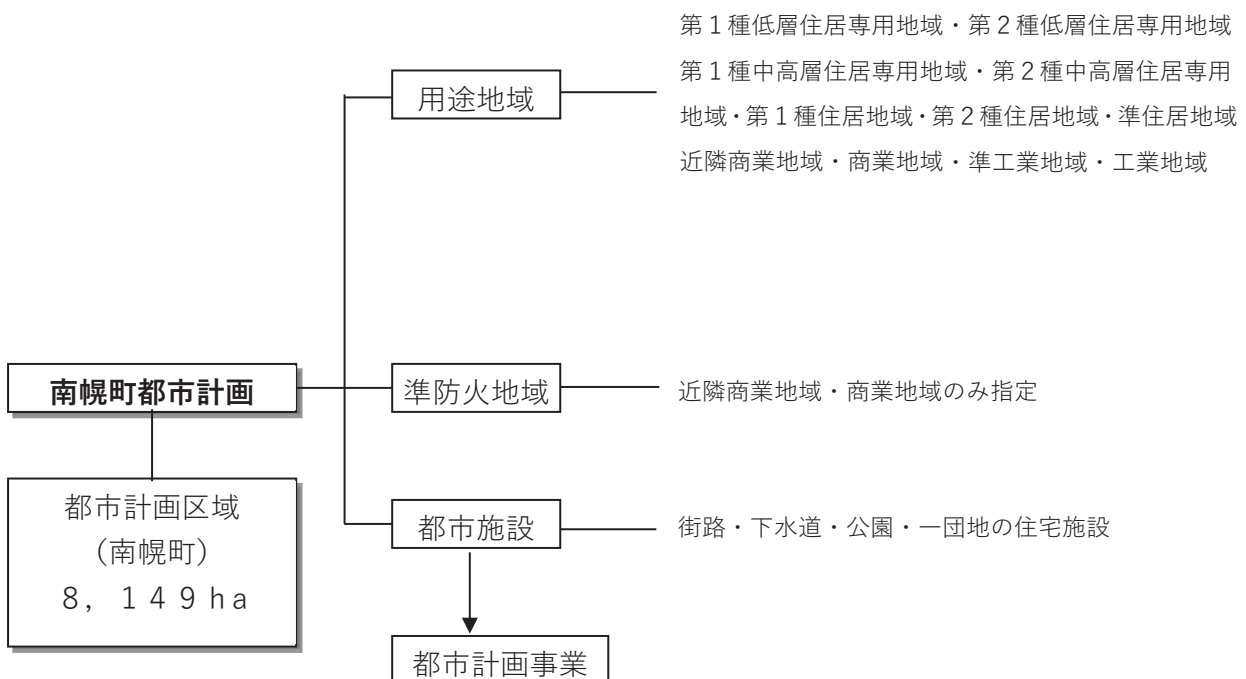


資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

資料 2. 南幌町の都市計画

◆本町の都市計画は、農業との調和を図りながら合理的な土地利用を図ることを目的とし、北海道住宅供給公社の大規模住宅団地の造成誘致をきっかけに昭和 49 年 7 月に全町域を都市計画区域として指定を受け、同年 10 月には、用途地域、準防火地域、都市施設（街路、下水道、公園、一団地の住宅施設）等の都市計画を決定することにより「緑豊かな田園文化のまち」を目指してまちづくりを進めている。

図 31 南幌町の都市計画



資 2 - 1 用途地域

- ◆用途地域とは、将来の都市整備に備えて市街地における建築物をその用途に従って合理的または機能的に配置し、都市全体の秩序ある土地利用を図り、都市機能の向上を図るためお互いを守るべき最低限のルールを決めたものである。

当初決定 昭和49年11月 1日(南幌町告示第42号)
 変更 昭和57年 9月 2日(南幌町告示第26号)
 変更 平成 3年10月16日(南幌町告示第52号)
 変更 平成 6年 3月28日(南幌町告示第13号)
 変更 令和 3年 1月 7日(南幌町告示第 3号)

表 12 用途地域区分

区 分	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	外壁の後退 距離の限度	建築物の 高さの限度
第1種低層住居専用地域	約 182.0	40以下	60以下	1.0m以上	10m
第2種低層住居専用地域	約 1.6	40 "	60 "	1.0m "	10m
第1種中高層住居専用地域	約 68.0	60 "	200 "		
第2種中高層住居専用地域	約 7.0	60 "	200 "		
第1種住居地域	約 5.0	60 "	200 "		
第2種住居地域	約 10.0	60 "	200 "		
準住居地域	約 6.3	60 "	200 "		
近隣	①	約 5.8	80 "	200 "	
商業地域	②	約 7.0	80 "	300 "	
商業地域		約 13.0	80 "	400 "	
準工業地域		約 6.9	60 "	200 "	
工業地域	工業地域	約 49.0	60 "	200 "	
	特別工業地域	約 52.0	60 "	200 "	
合 計	約 413.6				

資料：令和2年度 南幌町都市計画用途地域の変更

資 2 - 2 準防火地域

◆近年の都市地域における建築物は、木造建築物が散在していることから、市街地を火災から守るために防火地域及び準防火地域を指定している。防火地域は都心部の商業地域に、また準防火地域はその周辺と近隣商業地域などに定められている。

◆本町においては、用途地域内の近隣商業地域と商業地域に準防火地域の指定を行っている。

当初決定 昭和49年11月1日(南幌町告示第43号)

変更 平成3年10月16日(南幌町告示第53号)

変更 平成6年3月28日(南幌町告示第15号)

表 13 準防火地域

種 類	位 置	面 積
準 防 火 地 域	近隣商業・商業地域	約 25.4ha

資料：北海道の都市計画（令和3年3月31日）

資 2 - 3 都市施設（都市計画事業）

◆都市施設とは、都市計画区域内において生活を営む上で必要な施設を都市計画法に基づき決定された施設である。

①都市計画道路（街路）

◆道路には交通等の利便を図るだけでなく、防災及び都市環境の保護等多くの機能がある。都市計画道路は、将来の都市としての発展を想定して都市計画法に基づいて決定される幹線道路網の計画であり、都市としての形態を位置づける重要な施設である。

当初決定 昭和49年10月31日(北海道告示第3412号)

変更 平成3年10月8日(北海道告示第1571号)

変更 平成5年8月13日(北海道告示第1264号)

変更 平成10年5月29日(北海道告示第884号)

変更 平成12年8月18日(北海道告示第1416号)

表 14 都市計画道路

種別	都市計画道路名称		都市計画決定			進捗状況(令和3年3月現在)			
	道路番号	路線名称	主な幅員(m)	延長(m)	決定権者	概成済延長(m)	改良済延長(m)	舗装済延長(m)	進捗率(%)
幹線街路	3.4.1	中央通	20	560	北海道・南幌町		560	560	100.0
	3.4.2	田園通	18	5,040	北海道・南幌町		5,040	4,310	85.5
	3.4.3	本通	20	2,180	国・北海道	1,620	560	560	25.7
	3.4.4	緑栄通	18	5,590	北海道・南幌町		5,590	3,620	64.8
	3.4.5	柳陽通	18	1,680	南幌町		1,680	1,680	100.0
	3.4.6	公和通	18	1,680	北海道・南幌町		1,680	1,680	100.0
	3.4.7	青葉通	20	1,680	国・北海道		1,680	1,680	100.0
特殊街路	8.4.1	みどり通	8	4,740	南幌町		4,740	3,810	80.4
合計				23,150		1,620	21,530	17,900	77.3

資料：都市計画道路路線別台帳（令和3年3月31日現在）北海道建設部都市環境課

②都市計画公園

- ◆都市計画公園は、都市の存在に必要不可欠な施設の一つであるとともに、人口及び産業の都市への集中による環境の悪化を防ぐためにも、また緑のまちづくりを目指すためにも、整備促進を図らなければならない。
- ◆本町においては、都市計画公園として3つの公園を定めている。

当初決定 昭和49年10月31日（北海道告示第3410号）
 変更 昭和53年 8月28日（南幌町告示第 40号）
 変更 平成 3年10月13日（北海道告示第1264号）

表 15 都市計画公園

種別	番号	公園名	面積 (ha)
街区公園	2. 2. 1	元町公園	約 0.24
近隣公園	3. 3. 2	柳陽公園	約 2.90
地区公園	4. 4. 1	中央公園	約 7.40
合計			約 10.54

資料：南幌町調べ

表 16 都市公園（都市計画公園を除く）

種別	公園名	面積 (ha)
街区公園	北町児童公園	約 0.31
	西町児童公園	約 0.74
	夕張太児童公園	約 0.05
	和敬児童公園	約 0.11
	西町小公園	約 0.03
	北町小公園	約 0.04
	北町東児童公園	約 0.13
	夕張太農村公園	約 0.33
	緑町児童公園	約 0.41
	憩児童公園	約 0.19
	西町南児童公園	約 0.08
	にこにこ公園	約 0.03
	なかよし公園	約 0.05
	東町児童公園	約 1.21
	ふれあい公園	約 0.64
	きららパーク	約 0.94
	稲穂公園	約 1.02
	運動公園	晩翠工業団地内運動公園
総合公園	三重湖公園	約 9.85
	なんぼろリバーサイド公園	約 27.63
	なんぼろ親水公園	約 21.93
都市緑地	農業基盤整備記念公園	約 0.33
	三重緑地公園	約 5.50
	やすらぎ公園	約 1.08
合計		約 73.75

資料：南幌町調べ

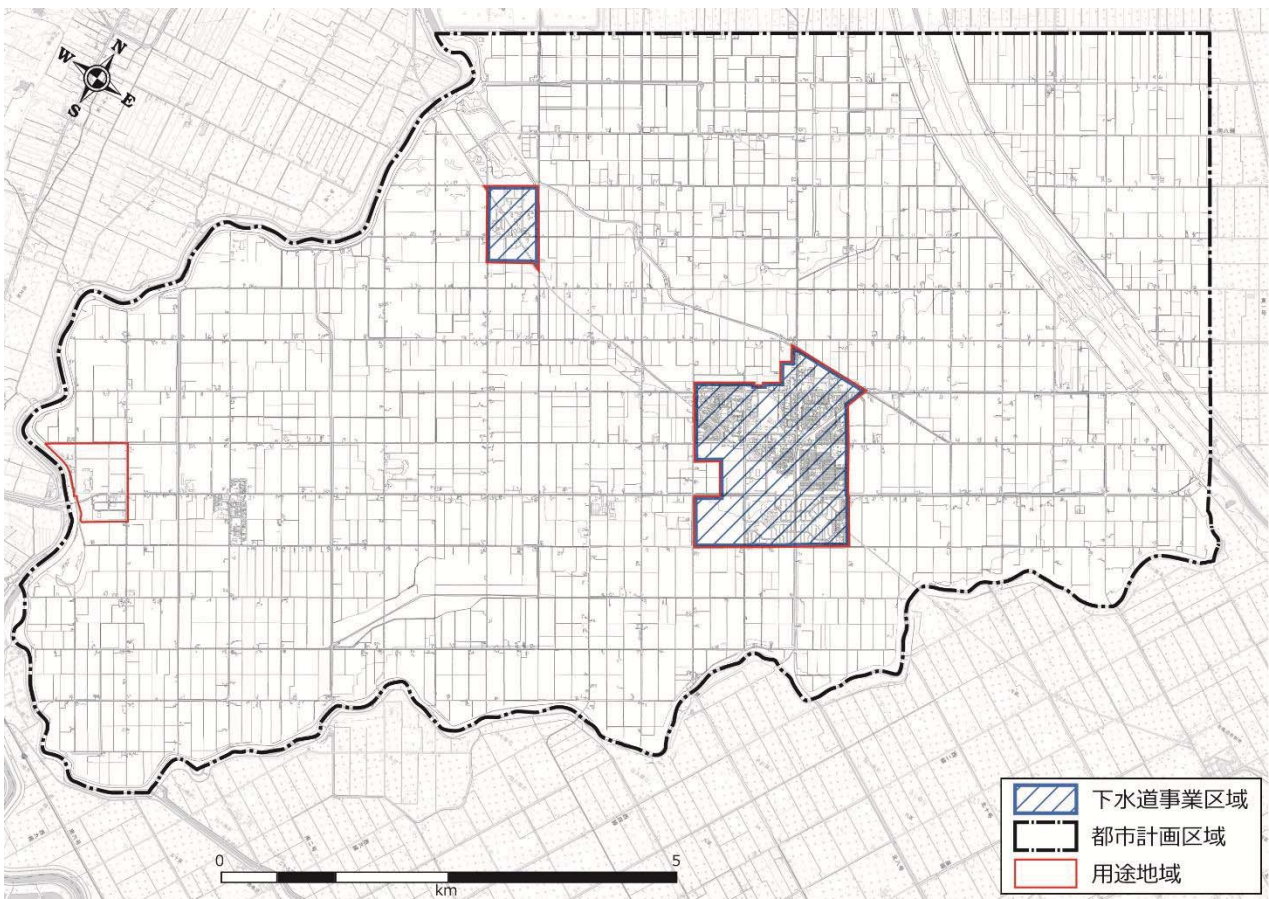
③下水道

- ◆下水道施設は、都市生活のバロメーターといわれ、住民が健康で文化的な都市生活を営むためにも欠かすことのできない都市施設とされている。
- ◆本町の下水道は、昭和50年度に事業計画認可を得て、排除方式は分流式、計画規模は、用途地域全体から夕張太工業地域を除いた360.0ha、計画人口は8,030人としている。昭和50年度より整備拡充を重点対策の一つとして積極的に促進を行い、昭和60年度より供用開始している。汚水については、中継ポンプ場を経由し、江別終末処理場で処理を行った後、石狩川に放流される。

(事業計画経緯：下水道法認可)

当初認可	昭和50年	5月28日	(建設省北都下公発第5号)
変更	昭和52年	10月6日	(建設省北都下公発第 号)
変更	昭和58年	9月7日	(建設省北都下公発第28号)
変更	平成2年	3月27日	(建設省北都下公発第11号)
変更	平成4年	2月26日	(建設省北都下公発第9号)
変更	平成10年	3月30日	(建設省北都下公発第3号)
変更	平成20年	2月13日	(都環第1858号)
変更	平成23年	7月7日	(都環第499号)
変更	平成27年	1月7日	(都環第2593号)
変更	平成30年	2月9日	(都環第2320号)

図32 下水道事業区域



④一団地の住宅施設

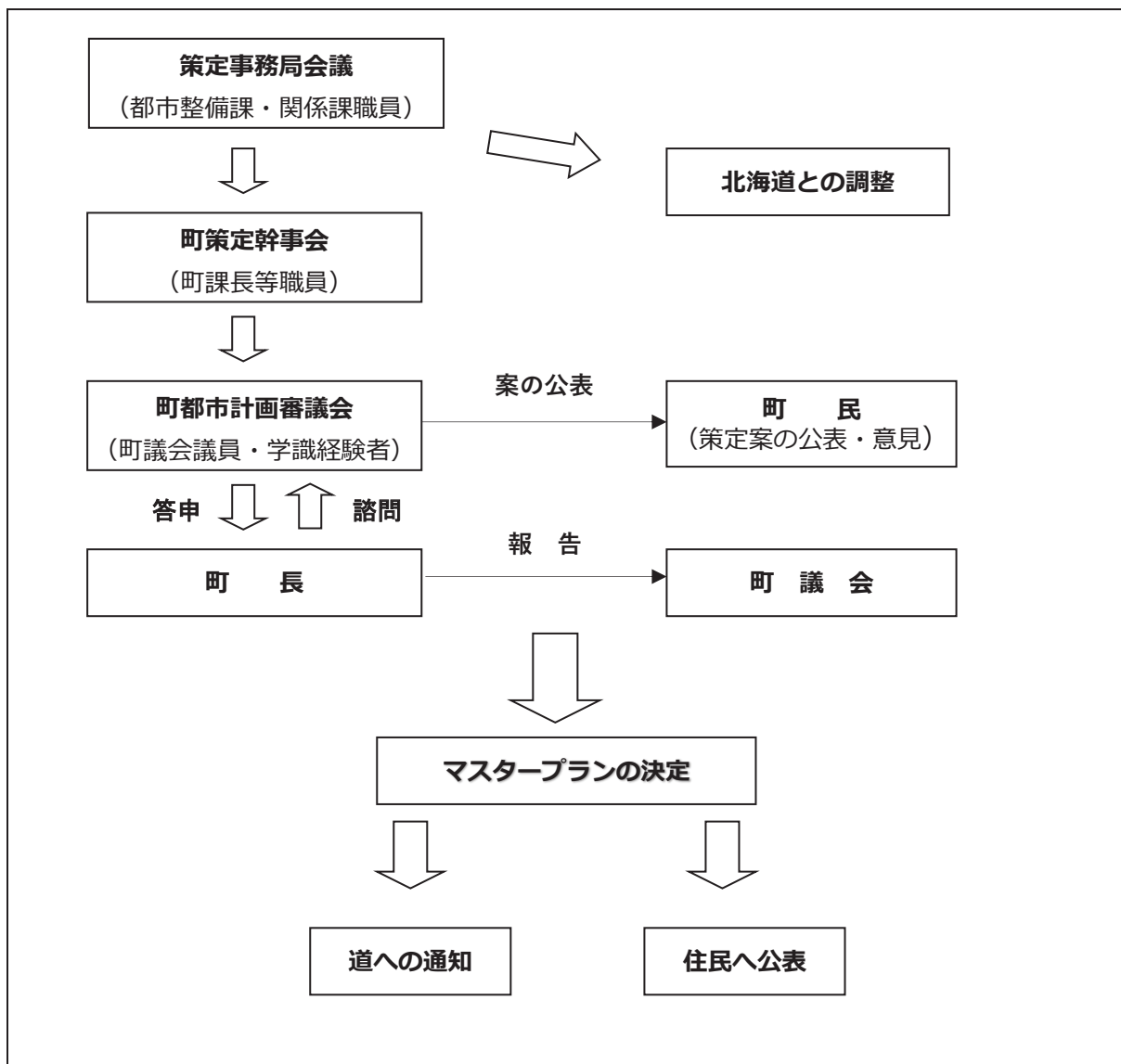
- ◆一団地の住宅施設は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住機能の確保及び都市機能の増進を図ることを目的とするものである。
- ◆本町においては、昭和 49 年度に都市計画決定された一団地の住宅施設として、北海道住宅供給公社によるみどり野団地の造成が進められたが、平成 13 年度をもって事業は終了している。未造成地も約 38.0ha あり、様々な視点からの利活用の検討を図る必要がある。

表 17 一団地の住宅施設の概要（みどり野団地）

名称		南幌一団地の住宅施設					
位置		空知郡南幌町					
面積		約 229.5 ha					
住宅の 予定戸数	高層	164戸					
	中層	232戸					
	低層	3,204戸					
	計	3,600戸					
配置の 方法	公共 施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	中央通	20m	約270m	
			"	田園通	18m	約3,700m	
			"	本通	20m	約610m	
			"	緑栄通	18m	約1,430m	
			"	柳陽通	18m	約1,450m	
			"	公和通	20m	約440m	
			"	青葉通	20m	約1,680m	
	"	みどり通	20m	約4,490m			
	公園及び 緑地	種別	名称	面積		備考	
		地区公園	中央公園	約 7.4 ha			
		近隣公園	柳陽公園	約 2.9 ha			
	その他の 公共施設	<p>児童公園は第1住区に4カ所、第2住区に3カ所、計7カ所配属し、面積は1カ所あたり0.25～1.0haを配置する。</p> <p>都市計画道路沿いに概ね幅8.0mの遮断緑地を兼ねた歩行者専用道を配置する。</p>					
		<p>下水道・・・公共下水道を設置し、排水方式は分流とする。汚水は江別終末処理場で処理し、石狩川へ放流する。</p> <p>上水道・・・上水道は長幌上水道企業段の施設を整備拡充し、これにより給水する。</p>					
公共的施設		<p>小学校・・・第1住区は既存施設を整備拡充し、第2住区には概ね敷地面積3.0haを1校配置する。</p> <p>中学校・・・既存施設を整備拡充し利用する。</p> <p>購買施設・・・誘致施設及び地区センターには敷地概ね11.9haに大型独立店舗、保育所、幼稚園、町関連施設等を、各住区のサブセンターは第1住区2カ所、第2住区2カ所、計4カ所で敷地面積概ね1.0haに独立店舗、医療施設、集会所等を配置する。</p>					
住宅		<p>中高層住宅は5～10階建て10棟396戸を配置する。低層住宅（独立住宅）は敷地面積概ね300㎡/戸を目途として設置する。</p>					

資料3. 策定までの流れ

図 33 都市計画マスタープラン策定までの流れ



資料4. 用語解説

あ

オンデマンド交通

利用者による予約等があった時にのみ運用し、経路・乗降地点・時刻のいずれか、あるいは、すべてに柔軟性を持たせた、乗合型の公共交通システム。

か

合併処理浄化槽

トイレ排水（し尿）や台所・洗濯・風呂などからの生活雑排水を併せて処理する施設。

強靱化地域計画

本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

緊急通報システム

おおむね65歳以上の虚弱な独居の方、老人夫婦世帯を対象に緊急通報装置を取り付け、急病、災害など発生した時に、電話回線により消防署と直通でつないだ救護体制。

公営住宅等長寿命化計画

公営住宅等を団地別・住棟別に修繕、改善、建替えなどの活用手法を定め、長期的な維持管理の実現を目的とする計画。

国勢調査

5年ごとに総務省統計局が実施している統計調査で、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため調査。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

コンパクトな市街地

人口の増加が予想できない中、都市の拡大を進めるのではなく、現在ある市街地の土地を有効に利用しながら道路や住宅地、下水道、様々な人が集まる施設を効率よく整備し、人口規模にあった市街地を持続していこうというもの。

さ

札幌圏

札幌圏（札幌市、恵庭市、北広島市、石狩市）と小樽市を中心と都市計画区域。本町のほか当別町などが含まれる。

住生活基本計画

良好な住宅及び住環境の整備促進に資するため中長期的な計画。

シルバーハウジング

高齢者世話付住宅と呼ばれ、独立して生活するには不安があるが、生活相談などの生活上の援助があれば、自立した生活を営める 60 歳以上の単身者あるいはどちらかが 60 歳以上の夫婦が安全かつ快適に生活できるよう設備・構造面及び運営面での配慮がなされた公的賃貸住宅で、近年、サービスセンターの事業として、高齢者世話付住宅生活援助員（略称 L S A）派遣事業が実施されている。

震災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊等から生ずる二次害防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査する。

水防訓練

観測（水位等）、通報（無線等）、機場の操作などの項目を水防計画に基づき行う訓練。

生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。

た

第 6 期南幌町総合計画

議会の議決を経て定められた基本構想とその他の計画により構成された町のまちづくりを定めた最上位計画。計画期間は平成 29 年度からの 10 年間。

地域援助排雪

行政区及び町内会が中心となって実施する町道の排雪に対する町がその費用の 2 分の 1 を助成する制度。

地区計画

比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画。

低炭素型都市

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの 1 つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない都市。

道央圏連絡道路

千歳市を起点に江別市、南幌町などを結び、小樽市に至る地域高規格道路（自動車専用道路と同等の高い規格を有する道路）。

特定用途制限地域

用途地域の指定のない土地（市街化調整区域を除く）において良好な環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・振動などを発生させるおそれのある施設等の建設が制限される地域。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）及び市街地開発事業（再開発）に関する計画。（都市計画法第4条）

都市計画一団地の住宅施設

都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住機能の確保及び都市機能の増進を図ることを目的とするものである。（資2-3 都市施設（都市計画事業）「④一団地の住宅施設」参照）

都市計画区域

都市計画法及びその他の法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要のある区域として北海道が指定する。（都市計画法第5条）

都市計画審議会

都市計画について、調査審議するために学識経験者町民代表などで組織された機関。都市計画決定（変更）については、都市計画審議会に諮る必要がある。（都市計画法第77条及び第77条の2）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の有無などが定められ、都市計画区域に定められる都市計画はこの方針に即する必要がある。

土地改良事業

農業生産に必要な土地・水源を確保し、その整備水準を高めることにより農業の生産性の向上を図るとともに、農村地域での生活環境の改善と活性化を促すために行う事業。

な

農村住環境整備事業

農業生産基盤の整備を行う中で、非農用地を創設し、地域の宅地需要に対応した所要の用地を確保するとともに、農村地域の生活環境整備を実施する事業。

は

パートナーシップ

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

ハザードマップ

過去の災害記録などを基に自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものの。

防災備蓄品

防災備蓄庫に整備されている、災害発生時の救助、救出活動や避難生活の維持のために必要な物品。

ま

まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画を基本とし、「まち・ひと・しごと創生」に直接的に資する施策を取りまとめた中期的な計画。

南空知圏

空知管内の南部地域。本町のほか、岩見沢市、夕張市、三笠市、美唄市、栗山町、長沼町、由仁町、月形町の9市町が含まれる。

や

ユニバーサルデザイン

年齢や能力に関わらず、全ての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインすること。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために13種類に区分した地域の名称。(都市計画法第8条)

ら

ライディングパーク

南幌温泉の傍に位置し、天候に関係なく年間通して快適に乗馬が楽しむことのできる全天候型屋内馬場を完備した乗馬施設。

ライフライン

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス通信等のネットワークシステム。

立地適正化計画

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画。都市再生特別措置法第82条により都市計画マスタープランの一部とみなされる。

南幌町都市計画マスタープラン

発行日 令和4年 3月

発行 北海道 南幌町

編集 南幌町役場 都市整備課

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

Tel : 011-378-2121 Fax : 011-378-2131

E-mail : g-tosi@town.nanporo.hokkaido.jp

<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>